

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO2型社会の構築に向けた社会
ストック対策支援事業）交付規程

平成28年4月7日 低炭社協第2804071号
一般社団法人低炭素社会創出促進協会制定

（通則）

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、その他の法令、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業）交付要綱（平成28年4月1日付け環地温発第16040112号。以下「交付要綱」という。）及び省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業実施要領（平成28年4月1日付け環地温発第16040111号。以下「実施要領」という。）の規定（以下「法令等」という。）によるほか、この規程の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この規程は、実施要領の規定に基づき、一般社団法人低炭素社会創出促進協会（以下「協会」という。）が行う間接補助金（以下「補助金」という。）を交付する事業の手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

（交付の対象）

- 第3条 協会は、前条の目的を達成するため、実施要領第3の（1）に規定する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表第1の第2欄において協会が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、環境大臣（以下「大臣」という。）からの交付決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。
- 2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、別紙の2に規定する者とする。
 - 3 第1項に規定する補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を補助金の交付の対象者とする。なお、代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。
 - 4 他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としない。
 - 5 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、別紙に定めるとおりとする。

る。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。

- 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
 - 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - 三 一により算出された額と二で選定された額とを比較して少ない方の額に、別表第1の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（共同で申請する場合は代表事業者を指す。以下「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書を協会に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を協会に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 協会は、第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

- 2 第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 協会は、第4条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたもの

については、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結し、協会に届け出なければならない。
- 二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 三 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を協会に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条に定める手続によるものとする。
 - ア 別表第2の第1欄に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の変更を除く。
 - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。
- 四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止（廃止）承認申請書を協会に提出して承認を受けなければならない。
- 五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を協会に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。
- 六 補助事業の遂行及び収支の状況について、協会の要求があったときは速やかに様式第8による遂行状況報告書を協会に提出しなければならない。
- 七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく協会に報告しなければならない。
- 八 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、協会の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。
- 九 協会は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の実施状況や経理について調査し、

若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

十 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに協会に報告しなければならない。協会は、その報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。ただし、第11条第3項の規定により当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

十一 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、様式第10による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産に省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業で取得した財産である旨を取得財産の法定耐用年数期間中、明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

十二 補助事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮き橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価、又は一式50万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、協会の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に基づき行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、協会が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利5パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 申請者は、第7条第1項の交付決定の通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に書面をもって協会に交付申請の取下げを申し出なければならない。

（補助事業の遂行の命令等）

第10条 協会は、第8条第六号の規定による報告書に基づき、補助事業者が法令等、本規程、交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められると

きは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。

- 2 大臣は、補助金交付及び補助事業の適正を期するために必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(実績報告書)

- 第11条 補助事業者は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに様式第11による完了実績報告書を協会に提出しなければならない。
- 2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度（毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間）が終了したときは、翌年度4月10日までに様式第12による年度終了実績報告書を協会に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第4条第2項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第12条 協会は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第13による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。
- 2 協会は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内（ただし、補助事業者が地方公共団体であって補助金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ20日以内の期限により難しい場合には、額の確定通知の日から90日以内で協会の定める日以内とすることができる。）とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

- 第13条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第14による精算払請求書を協会に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 協会は、第8条第四号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

- 一 補助事業者が、法令等若しくは本規程に基づく協会の指示等に従わない場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合又はその他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
- 2 協会は、前項の取消しを行った場合は、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定（ただし書を除く。）を準用する。

(翌年度における補助事業の開始)

第15条 補助事業者は、複数年度計画の補助事業のうち翌年度における補助事業について、交付決定後の事業開始とする。ただし、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該補助事業を開始する必要がある場合は、様式第15による翌年度補助事業開始承認申請書を協会に提出して承認を受けなければならない。

(事業報告書の提出)

- 第16条 補助事業者は、補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間（補助事業の完了した日の属する年度については、補助事業を完了した日からその年度の3月末までの期間）の二酸化炭素削減効果等について、様式第16による事業報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければならない。

(秘密の保持)

第17条 協会は、申請者及び補助事業者がこの規程に従って協会に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、協会が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月 7日から施行する。

別表第1

I 交通体系整備に当たっての低炭素価値向上分野

1. 補助事業	2. 補助対象経費	3. 基準額	4. 補助率
1 エコレールラインプロジェクト事業	補助事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費及び事務費であって別表第2に掲げる経費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費	協会が必要と認めた額	3分の1

II 公共施設等の整備に当たっての低炭素価値向上分野

1. 補助事業	2. 補助対象経費	3. 基準額	4. 補助率
1 省CO2型福祉施設等モデル支援事業	<p>①高効率設備導入調査事業 事業を行うために必要な人件費及び業務費（賃金、共済費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料及賃借料及び消耗品費）並びにその他必要な経費で協会が承認した経費</p> <p>②高効率設備導入補助事業 事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費及び事務費であって別表第2に掲げる経費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費</p>	協会が必要と認めた額	<p>①高効率設備導入調査事業 定額 （ただし、算出された額が150万円を超える場合は、150万円とする。）</p> <p>②高効率設備導入補助事業 3分の1</p>
2 漁港の省エネ化推進事業	補助事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費及び事務費であって別表第2に掲げる経費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費	協会が必要と認めた額	（ア）補助事業者が水産業協同組合法に定められる、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会及び共済水産業協同組合

			連合会の場合 2分の1 (イ)補助事業者が (ア)以外の者の場合 3分の1
--	--	--	---

Ⅲ 地域特性に応じたインフラの整備に当たっての低炭素価値向上分野

1. 補助事業	2. 補助対象経費	3. 基準額	4. 補助率
1 低炭素型の融雪設備導入支援事業	補助事業を行うために必要な工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費)、設備費及び事務費であって別表第2に掲げる経費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費	協会が必要と認めた額	(ア)補助事業者が地方自治法第252条の19第1項の指定都市以外の市町村(これらの市町村により設立された第284条第1項の地方公共団体の組合を含む。)の場合 3分の2(1億円を超える場合は1億円とする) (イ)補助事業者が都道府県、地方自治法第252条の19第1項の指定都市又は第281条第1項の特別区((ア)の括弧書の組合以外の第284条第1項の地方公共団体の組合を含む。)の場合 2分の1(1億円を超える場合は1億円とする) (ウ)補助事業者が(ア)及び(イ)以外の者の場合 2分の1(1億円を超える場合は1億円とする)

<p>2 地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業</p>	<p>①事業化計画策定事業 事業を行うために必要な人件費及び業務費（共済費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及賃借料、賃金、役務費及び委託料）並びにその他必要な経費で協会が承認した経費（都道府県、市町村、地方自治法第281条第1項の特別区及び第284条第1項の地方公共団体の組合が事業を実施する場合は、常勤職員の人件費及び共済費を除く。）</p> <p>②設備導入事業 事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費及び事務費であって別表第2に掲げる経費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費</p>	<p>協会が必要と認めた額</p>	<p>①事業化計画策定事業 （ア）補助事業者が都道府県、市町村、地方自治法第281条第1項の特別区及び第284条第1項の地方公共団体の組合の場合 定額 （ただし、算出された額が2,000万円を超える場合は、2,000万円とする。） （イ）補助事業者が（ア）以外の者の場合 2分の1</p> <p>②設備導入事業 （ア）補助事業者が地方自治法第252条の19第1項の指定都市以外の市町村（これらの市町村により設立された第284条第1項の地方公共団体の組合を含む。）の場合 3分の2 （イ）補助事業者が都道府県、地方自治法第252条の19第1項の指定都市又は第281条第1項の特別区（（ア）の括弧書の組合以外の第284条第1項の地方公共団体の組合を</p>
--	---	-------------------	--

	<p>③温泉街における未利用資源活用モデル事業</p> <p>事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費及び事務費であって別表第2に掲げる経費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費</p>		<p>含む。) の場合</p> <p>2分の1</p> <p>(ウ)補助事業者が中小企業基本法（昭和38年法律154号）第2条第1項に規定する中小企業者の場合</p> <p>2分の1</p> <p>(エ)補助事業者が(ア)～(ウ)以外の者の場合</p> <p>3分の1</p> <p>③温泉街における未利用資源活用モデル事業</p> <p>(ア)補助事業者が地方自治法第252条の19第1項の指定都市以外の市町村（これらの市町村により設立された第284条第1項の地方公共団体の組合を含む。）の場合</p> <p>3分の2</p> <p>(イ)補助事業者が都道府県、地方自治法第252条の19第1項の指定都市又は第281条第1項の特別区（(ア)の括弧書の組合以外の第284条第1項の地方公共団体の組合を含む。）の場合</p> <p>2分の1</p> <p>(ウ)補助事業者が</p>
--	--	--	--

			<p>中小企業基本法（昭和38年法律154号）第2条第1項に規定する中小企業者の場合</p> <p>2分の1</p> <p>（エ）補助事業者が（ア）～（ウ）以外の者の場合</p> <p>3分の1</p> <p>※（ア）又（イ）に掲げる地方公共団体と民間企業者が共同で実施する事業については、（ア）又（イ）に準じてそれぞれの補助率を適用する。</p>
--	--	--	--

別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費 労務費 直接経費 (間接工事費) 共通仮設費 現場管理費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ②機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ③特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）</p> <p>次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業</p>

		一般管理費	<p>を参考に決定する。</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
	付帯工事費		<p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p>
	機械器具費		<p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p>
	測量及試験費		<p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>
設備費	設備費		<p>事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。</p>
業務費	調査費		<p>補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>
事務費	事務費		<p>事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対</p>

して、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。

号	区 分	率
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%
3	1億円を超える金額に対して	4.5%

別表第3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細 分	5 内 容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する共済組合（社会保険料）負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及 賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入 費		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

別紙（第3条関係）

補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

I 交通体系整備に当たっての低炭素価値向上分野

I-1 エコレールラインプロジェクト事業

1 対象事業の要件

(1) 鉄・軌道関連施設低炭素化促進事業

鉄・軌道駅、トンネル、運転司令所等の鉄・軌道関連施設における回生電力貯蔵装置、駅補助電源装置等の先進的な省エネ機器の導入や鉄道用高効率照明の導入等（鉄軌道事業用に特化した機器に限ることとし、高効率照明の導入については、格付け投資情報センター、日本格付け研究所の評価がともにA以上となっている会社は対象から除く。）

(2) 鉄・軌道車両低炭素化促進事業

蓄電池電車、次世代半導体素子を用いたVVVFインバータ等の先進的な省エネ機器の導入や鉄道車両用高効率照明の導入等（中小鉄軌道事業者については、絶縁ゲート型バイポーラ・トランジスタ（いわゆるIGBT）素子を用いたVVVFインバータ制御装置も対象とする。）

2 補助金の交付を申請できる者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

(1) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第3条に規定する事業者

(2) 軌道法（大正10年法律第76号）第3条に規定する事業者

(3) 1の設備を（1）又は（2）にファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業

3 維持管理

補助事業により導入した設備等の取得財産は、第8条第十一号及び第十二号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

4 二酸化炭素排出削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素排出削減量を把握し、この規程及び協会の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

II 公共施設等の整備に当たっての低炭素価値向上分野

II-1 省 CO2 型福祉施設等モデル支援事業

1 対象事業の要件

本事業は、中小規模の老人福祉施設等（介護保険法（平成9年法律第123号）第八条第7項に規定する「通所介護」の施設、同法第八条第8項に規定する「通所リハビリテーション」の施設（同法第八条の2第6項に規定する「介護予防通所リハビリテーション」の施設についても同様）、同法第八条第9項に規定する「短期入所生活介護」のうち入所定員が100人以下の施設（同法第八条の2第7項に規定する「介護予防短期入所生活介護」の施設についても同様）、同法第八条第17項に規定する「認知症対応型通所介護」の施設（同法第八条の2第13項に規定する「介護予防認知症対応型通所介護」の施設についても同様）、同法第八条第18項に規定する「小規模多機能型居宅介護」の施設（同法第八条の2第14項に規定する「介護予防小規模多機能型居宅介護」の施設についても同様）、同法第八条第19項に規定する「認知症対応型共同生活介護」の施設（同法第八条の2第15項に規定する「介護予防認知症対応型共同生活介護」の施設についても同様）、同法第八条第21項に規定する「地域密着型介護老人福祉施設」の施設、同法第八条第22項に規定する「複合型サービス」の入所定員が100人以下の施設、同法第八条第27項に規定する「介護老人保健施設」のうち入所定員が100人以下の施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第二十条の四に規定する「養護老人ホーム」のうち入所定員が100人以下の施設、同法第二十条の五に規定する「特別養護老人ホーム」のうち入所定員が100人以下の施設、同法第二十条の六に規定する「軽費老人ホーム」のうち入所定員が100人以下の施設、同法第二十九条第1項に規定する「有料老人ホーム」（サービス付き高齢者向け住宅を含む）のうち入居定員が100人以下の施設）（以下「対象施設」という。）における、次に掲げる事業を対象とする。

(1) 高効率設備導入調査事業

対象施設の設備を高効率設備に改修するために必要な調査及び計画策定を行うものであって、(2)に定める事業を実施するための具体的な改修計画（以下「設備改修計画」という。）を策定する事業であり、以下の事項について検討し、設備改修計画に基づき、(2)で定める高効率設備導入を実施することを要件とする。

ア 対象施設の空調設備、給湯設備、照明設備等の現状把握（数量、エネルギー使用量、光熱費、維持管理費、温室効果ガスの排出量等）

イ 高効率設備の導入数量、導入コストの算出等、設備改修計画を策定するために必要な検討と解析

(2) 高効率設備導入補助事業

次のすべての要件に適合した設備を対象とする。また、対象施設の設備改修により、対象施設全体のエネルギー起源二酸化炭素排出量を5%以上削減できることを要件とする。ただし、次の要件における「設備」は、再生可能エネルギーによる発電等に係る設備は除く。また、LED照明については、電気用品安全法に基づくPSEマークが付与されているLED照明器具（従来の蛍光灯ランプで使用されている口金と同一形状の口金を有するLEDランプを装着できる照明器具のうち、口金を経てLEDランプへ給電する構造を持つ照明器具については補助対象外とする）を対象とし、LED照明のみを導入する事業は対象外とする。

- ア エネルギーを消費する設備の導入
- イ 対象施設において使用する設備の導入
- ウ 低炭素化を推進する設備の導入

2 補助金の交付を申請できる者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

(1) 高効率設備導入調査事業

対象施設の所有又は運営を行う団体。ただし、地方公共団体が対象施設の所有又は運営を行う場合は、人口5万人未満もしくは人口5万人以上15万人未満であり、かつ、財政力指数が0.3未満の地方公共団体に限る。

(2) 高効率設備導入補助事業

次のいずれかに該当する者。

- ア (1) と同じ
- イ 1 (2) の設備をアにファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業

3 維持管理

補助事業により導入した設備等の取得財産は、第8条第十一号及び第十二号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

4 二酸化炭素排出削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素排出削減量を把握し、この規程及び協会の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

II-2 漁港の省エネ化推進事業

1 対象事業の要件

本事業は、衛生管理型荷捌施設、冷凍・冷蔵施設又は製氷施設等（以下「漁港施設」という。）を設置済み又は設置計画のある第二種漁港又は第三種漁港において、次の全部又は一部の事業を対象とする。なお、申請に当たっては、CO₂削減効果を定量的に検証するための手法についても提案すること。

(1) 漁港施設への高性能断熱パネルの導入

高性能断熱パネル（以下「断熱パネル」という。）の導入であって、断熱パネルの設置面積の上限を 3,000 m²とし、施設の面積が上限を超える場合は施設の構造上、断熱効率に配慮した配置を行うものであること。また、施設毎の設置については、次のとおりであること。

※高性能断熱パネルとは、真空断熱パネル等の高性能なパネル化された製品であり、資産管理できるものとする。なお、本事業では熱貫流率が 1.0 W/m²K以下の断熱パネルを対象とする。

ア 衛生管理型荷捌施設

- ・ 天井面や壁面に適切に断熱パネルを設置すること。
- ・ 搬入口部分に断熱パネルが設置可能な構造の場合は、当該部分にも断熱パネルを設置すること。
- ・ 当該施設内に冷凍・冷蔵設備が設置されている場合は、当該施設内部の冷凍・冷蔵設備にも断熱パネルの設置を可能とする。

イ 冷凍・冷蔵施設及び製氷施設

- ・ 天井面及び壁面に断熱パネルを設置すること。
- ・ 搬入口部分に断熱パネルが設置可能な構造の場合は、当該部分にも断熱パネルを設置すること。

ウ その他施設

- ・ ア又はイ以外で温度調整が必要な施設についても、断熱パネルの設置を可能とする。

(2) 漁港施設への電力供給を目的とした地産地消型再生可能エネルギー発電設備の導入

次のすべてに適合したものであること。

ア 太陽光発電設備等であり、原則として、電力供給を行う建屋毎に接続するものであること。

イ 固定価格買取制度等による売電を行わないものであること。

ウ 定置用蓄電池を設置する場合は、太陽光発電設備等と一体的に構成され用いられ、商用電力とは別系統となるシステムであること。

(3) 漁港の特性を考慮した消費電力の最適化に資するシステムの導入

漁港施設は水揚げから流通までの過程で消費される電力消費量が、季節、時間帯等によって変動が大きいことから、漁港施設毎の最大・最小の電力消費量を把握し、電力使用量の最適化を行うための BEMS 等と同様の機能を有するエネルギーマネジメントシステムを導入するものであること。

(4) 漁港施設での LED 照明・冷凍冷蔵設備の導入、荷捌き作業に使用するフォークリフト、クレーンの電動化等

漁港施設内の大規模な LED 照明の導入・冷凍冷蔵設備の導入又は荷捌き作業等に使用するフォークリフト、クレーンの電動化等を行うものであること。

2 補助金の交付を申請できる者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 漁港施設を所有し、又は所有する予定である水産業協同組合法に定められる組合（漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会及び共済水産業協同組合連合会）又は民間企業
- (2) 1 の設備等を（1）にファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業

3 維持管理

補助事業により導入した設備等の取得財産は、第8条第十一号及び第十二号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

4 二酸化炭素排出削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素排出削減量を把握し、この規程及び協会の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

Ⅲ 地域特性に応じたインフラの整備に当たっての低炭素価値向上分野

Ⅲ-1 低炭素型の融雪設備導入支援事業

1 対象事業の要件

本事業は、次に掲げる事業を対象とする。

- (1) 地中熱、地下水熱、温泉熱、下水熱または工場等温排熱を熱源とし、熱交換機やヒートパイプ等により融雪のために使用できる設備を導入する事業
- (2) バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造された製品を除く。）をいう。）のみを熱源とするボイラー等により発生した熱を融雪のために使用できる設備を導入する事業

2 補助金の交付を申請できる者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 民間企業
- (2) 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- (3) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- (4) 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- (5) 法律により直接設立された法人
- (6) その他大臣の承認を得て協会が適当と認める者

3 維持管理

補助事業により導入した設備等の取得財産は、第 8 条第十一号及び第十二号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

4 二酸化炭素排出削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素排出削減量を把握し、この規程及び協会の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

Ⅲ-2 地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業

1 対象事業の要件

(1) 事業化計画策定事業

地域で未利用な、又は効果的に活用されていない熱や湧水等の資源の効果的利用及び効率的な配給システム等、地域単位の低炭素化を大きく推進するモデル的な取組（以下「モデル的取組」という。）の具体的な事業化に向けて必要な基本設計調査、需給調査、事業性・資金調達の検討等を行う事業

(2) 設備導入事業

モデル的取組に必要な設備等の導入を行う事業

(3) 温泉街における未利用資源活用モデル事業

温泉街における未利用資源を活用した設備・システムの実証を支援する事業

2 補助金の交付を申請できる者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 民間企業（1の（2）の設備等をファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業を含む。）
- (2) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- (3) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- (4) 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- (5) 法律により直接設立された法人（認可等を受けている者等を含む。）
- (6) その他大臣の承認を得て協会が適当と認める者

3 維持管理

補助事業により導入した設備等の取得財産は、第8条第十一号及び第十二号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

4 二酸化炭素排出削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素排出削減量を把握し、この規程及び協会の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

交付規程様式等

様式第1 交付申請書（第5条関係）

別紙1 実施計画書

別紙2 経費内訳

様式第2 変更交付申請書（第6条関係）

様式第3 交付決定通知書（第7条関係）

様式第4 変更交付決定通知書（第7条関係）

様式第5 計画変更承認申請書（第8条関係）

様式第6 中止（廃止）承認申請書（第8条関係）

様式第7 遅延報告書（第8条関係）

様式第8 遂行状況報告書（第8条関係）

様式第9 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第8条関係）

様式第10 取得財産等管理台帳（第8条関係）

様式第11 完了実績報告書（第11条関係）

別紙1 実施報告書

別紙2 経費所要額精算調書

様式第12 年度終了実績報告書（第11条関係）

様式第13 交付額確定通知書（第12条関係）

様式第14 精算払請求書（第13条関係）

様式第15 翌年度補助事業開始承認申請書（第15条関係）

様式第16 事業報告書（第16条関係）

様式第1 (第5条関係)

番 号
年 月 日

一般社団法人低炭素社会創出促進協会
代表理事 吉澤保幸 殿

申請者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO2型社会の構築に向けた社会
ストック対策支援事業）
交付申請書

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO2型社会の構築に向けた社会
ストック対策支援事業）交付規程第5条の規定により上記補助金の交付について下記の
とおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
別紙1 実施計画書のとおり
- 2 補助金交付申請額 円
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 3 補助事業に要する経費
別紙2 経費内訳のとおり
- 4 補助事業の開始及び完了予定年月日
交付決定の日 ～ 年 月 日
- 5 その他参考資料

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること。

2 「5 その他参考資料」として、申請者が地方公共団体以外の者である場合は、申請者の組織概要、経理状況説明書（直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書（申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書））及び定款（申請者が個人企業の場合は、印鑑証明書の原本及び住民票の原本（いずれも発行後3ヶ月以内のもの））を添付すること（公営鉄軌道事業者は除く。また、申請者が、法律に基づき設立の認可等を行う行政機関から、その認可等を受け、又は当該行政機関の合議制の機関における設立の認可等が適当である旨の文書を受領している者（以下「認可等を受けている者等」）である場合は、認可等を受けている者等の事業計画及び収支予算の案並びに定款の案を添付すること。ただし、これらの案が作成されていない場合には、添付を要しない。）。また、地方公共団体が申請する場合は、申請年度の予算書を添付すること。

また、別紙1－5により申請する「地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業」のうち「温泉街における未利用資源活用モデル事業」について、共同事業者を伴う場合は、共同事業者に係る上記資料も添付すること。

3 別紙1又は別紙2において事業ごとに求めている設備等のシステム図・配置図・仕様書、補助事業に関する見積書・各種計算書、法律に基づく登録に係る通知の写し等を添付すること。

省 CO2 型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業実施計画書
(エコレールラインプロジェクト事業)

事業名	エコレールラインプロジェクト事業				
事業実施の団体名					
事業実施の担当者	事業実施の代表者				
	氏名	事業者名・役職名			所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
	事業実施の担当者（事業の窓口となる方）				
	氏名	事業者名・役職名			備 考
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
	事業の主たる実施場所 * 実際に補助事業を行う場所（図面を添付する）				
	共同事業者	団体等の名称	事業実施責任者		
氏名			役職名	電話・FAX 番号	E-mail アドレス
<事業の目的・概要>					
【目的】					
【概要】					
* 補助事業及び導入する設備等の概要（内容・規模等）を記入する。					
<災害等非常時の効果>					
* 導入前後の比較ができるような事業概略図等を添付する。					
* 導入する設備の災害等非常時の効果（対応）について記入するとともに、その内容がわかる図面やカタログ等を添付する。					
<低炭素化に資する環境対策への取組>					
* 過去・将来における低炭素化に向けての取組を記入する。					

<事業の性格>

【事業の低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討との関連性】

* エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、エネルギー使用量及びエネルギーの使用に伴い発生する二酸化炭素排出量を主務大臣に報告している事業者については、直近2か年度の当該データを、その他の事業者については、直近2か年度の1年度当たりのエネルギー使用量を記入する。

【事業の公益性及び資金回収・利益の見通し】

* 補助事業の公益性の性格について具体的に記入する。併せて、資金回収年数を、次の計算式により算出する。

【資金回収年数 = 補助対象経費に係る自己負担額* ÷ ランニングコストの減少額】

なお、この試算に用いた「ランニングコストの減少額」の見積書を添付すること。

※1 補助対象経費に係わる自己負担額 = 別紙2-1の所要経費欄(4)の額 - 別紙2-1の所要経費欄(8)の額

※2 複数年度の期間を要して設備を整備する場合の補助対象経費に係わる自己負担額は、各年度の補助対象経費に係わる自己負担額の合計額とする。

【事業のモデル・実証的性格及び他の事業への波及効果】

* 補助事業のモデル性や実証的性格について具体的に記入するとともに、他の事業者にどのような波及効果が期待されるか具体的に記入する。

【導入技術の今後の活用・展開の見通し】

* 補助事業により導入する技術について、今後、どのように活用・展開されることが期待されるか具体的に記入する。

<事業の効果>

【CO2削減効果】

(1) 事業による直接効果

〇〇〇 t CO2/年

(2) 事業による波及効果

①2020年度のCO2削減量

〇〇〇 t CO2/年

②2030年度のCO2削減量

〇〇〇 t CO2/年

* 【CO2削減効果の算定根拠】により算定したCO2削減量を記入する。

【CO2削減効果の算定根拠】

別添のとおり

* 「別添のとおり」と記入し、原則として、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<初版>（平成24年7月環境省地球環境局）」（以下「ガイドブック」という。）において使用するエクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）により、事業の直接効果及び波及効果を算定した上で、同ファイルを添付する。

なお、エクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）における「エネルギー消費量・供給量の設定」は、具体的なデータを記入することとし、その根拠、引用元を「記入欄」に記入するとともに、その具体的資料を添付する。

【CO2削減コスト・算定根拠】

* 【CO2削減効果】の「(1) 事業による直接効果」に記入したCO2削減量1トンを削減するために必要なコスト（円/tCO2）を、次の計算式を用いて算出する。

CO2削減コスト[円/tCO2] = 補助対象経費の支出予定額[円]（別紙2-1の所要経費欄(4)の額） ÷ （年間のエネルギー起源CO2の排出削減量[tCO2/年] × 法定耐用年数[年]）

別紙 1-2-1

省 C02 型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業実施計画書
(省 C02 型福祉施設等モデル支援事業 [高効率設備導入調査事業])

事業名	省 C02 型福祉施設等モデル支援事業 [高効率設備導入調査事業]				
事業実施の団体名					
事業実施の担当者	事業実施の代表者				
事業実施の担当者	氏名	事業者名・役職名			所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
	事業実施の担当者 (事業の窓口となる方)				
	氏名	事業者名・役職名			備考
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
事業の主たる実施場所	* 実際に補助事業を行う場所				
共同事業者	団体等の名称	事業実施責任者			
		氏名	役職名	電話・FAX 番号	E-mail アドレス
<事業の目的・概要>					
<p>【目的】</p> <p>【概要】</p> <p>* 高効率設備導入調査事業の概要を交付規程別紙に定める「対象事業の要件」に関する内容が明らかになるように具体的に記入する。</p> <p>【事業を行う調査会社等】</p> <p>* 高効率設備導入調査事業を行う調査会社等が既に決定している場合は、当該調査会社等の名称、住所、代表者の役職・氏名、連絡先を記入する。高効率設備導入調査事業を行う調査会社等が未定の場合は、交付決定後調査会社等を選定する公募時期、選定方法を記入する (選定方法について公平性をもった方法とすること)。</p>					
<事業の内容>					
<p>【現状把握調査】</p> <p>* 対象施設内における空調・給湯・照明設備等の現状把握 (各設備の数量、エネルギー使用量、光熱費、維持管理費、温室効果ガスの排出量等) に必要な調査内容を記入する。この際、調査項目、調査方法を具体的に記入する。</p> <p>【改修効果の分析】</p> <p>* 従来設備を高効率設備に改修することによって、光熱費や維持管理費を節減し、その導入コストを中長期的に回収することを念頭においているため、対象施設の設備について現状及び改修後の①エネルギー使用量、②設備の運転にかかる光熱費等、③維持管理費を定量的に把握する調査について調査及び導出方法を具体的に記入する。</p> <p>【高効率設備導入計画の策定】</p> <p>* 【現状把握調査】及び【改修効果の分析】を踏まえて、費用対効果や二酸化炭素排出量削減効果等を勘案し、</p>					

導出方法や計算方法を示しながら、具体的に記入する。また、リース方式で導入する場合は、リースによる設備改修計画を具体的に記入する。

【事業の実施体制】

- * 高効率設備導入事業を実施する事業者、リース会社等との連携体制及び役割分担を記入する。

<事業の性格>

【事業の低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討との関連性】

- * エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、エネルギー使用量及びエネルギーの使用に伴い発生する二酸化炭素排出量を主務大臣に報告している事業者については、直近2か年度の当該データを、その他の事業者については、直近2か年度の1年度当たりのエネルギー使用量を記入する。

【事業の公益性及び資金回収・利益の見通し】

- * 高効率設備導入調査事業及び高効率設備導入補助事業の公益性の性格について具体的に記入する。併せて、資金回収年数を、次の計算式により算出する。

【資金回収年数 = 補助対象経費に係る自己負担額* ÷ ランニングコストの減少額】

なお、この試算に用いた「ランニングコストの減少額」の見積書を添付すること。

※1 補助対象経費に係わる自己負担額 = (当調査事業の補助対象経費の支出予定額 (別紙2-2-1の所要経費欄(4)の額) + 当計画により導入することを想定している高効率設備 (以下「導入想定設備」という。)の補助対象経費の支出予定額 (別紙2-2-2の所要経費欄(4)の額)) - (当調査事業の補助金所要額 (別紙2-2-1の所要経費欄(8)の額) + 導入想定設備の補助金所要額 (別紙2-2-2の所要経費欄(8)の額))

※2 複数年度の期間を要して設備を整備する場合の補助対象経費に係わる自己負担額は、各年度の補助対象経費に係わる自己負担額の合計額とする。

【事業のモデル・実証的性格及び他の事業への波及効果】

- * 高効率設備導入調査事業及び高効率設備導入補助事業のモデル性や実証的性格について具体的に記入するとともに、他の事業者にどのような波及効果が期待されるか具体的に記入する。

【導入技術の今後の活用・展開の見通し】

- * 導入する高効率設備の技術について、今後、どのように活用・展開されることが期待されるか具体的に記入する。

<事業の効果>

【CO2削減効果】

(1) 事業による直接効果
○○○ t CO2/年

(2) 事業による波及効果
①2020年度のCO2削減量
○○○ t CO2/年

②2030年度のCO2削減量
○○○ t CO2/年

- * **【CO2削減効果の算定根拠】**により算定したCO2削減量を記入する。

【CO2削減効果の算定根拠】

別添のとおり

- * 「別添のとおり」と記入し、原則として、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<初版> (平成24年7月環境省地球環境局)」(以下「ガイドブック」という。)において使用するエクセルファイル(「ハード対策事業計算ファイル」)により、事業の直接効果及び波及効果を算定した上で、同ファイルを添付する。

なお、エクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）における「エネルギー消費量・供給量の設定」は、具体的なデータを記入することとし、その根拠、引用元を「記入欄」に記入するとともに、その具体的資料を添付する。

【CO2削減コスト・算定根拠】

* 【CO2削減効果】の「(1) 事業による直接効果」に記入したCO2削減量1トンを削減するために必要なコスト（円/tCO2）を、次の計算式を用いて算出する。

$$\text{CO2削減コスト}[\text{円}/\text{tCO2}] = (\text{当調査事業の補助対象経費の支出予定額}[\text{円}] \text{ (別紙2-2-1の所要経費欄(4)の額)} + \text{導入想定設備の補助対象経費の支出予定額}[\text{円}] \text{ (別紙2-2-2の所要経費欄(4)の額)}) \div (\text{導入想定設備による年間のエネルギー起源CO2の排出削減量}[\text{tCO2}/\text{年}] \times \text{導入想定設備の法定耐用年数}[\text{年}])$$

※1 当計画により費用対効果が異なる複数の補助対象設備を整備する場合、計算式を次の式に変えて算出する。
(例：導入想定設備Aと導入想定設備Bをまとめて導入する場合)

$$\text{CO2削減コスト}[\text{円}/\text{tCO2}] = (\text{当調査事業の補助対象経費の支出予定額}[\text{円}] + \text{導入想定設備A及びBの補助対象経費の支出予定額}[\text{円}]) \div (\text{設備Aの年間のエネルギー起源CO2の排出削減量}[\text{tCO2}/\text{年}] \times \text{設備Aの法定耐用年数}[\text{年}] + \text{設備Bの年間のエネルギー起源CO2の排出削減量}[\text{tCO2}/\text{年}] \times \text{設備Bの法定耐用年数}[\text{年}])$$

※2 複数年度の期間を要して導入想定設備を導入する場合の補助対象経費の支出予定額は、各年度の補助対象経費の支出予定額の合計額とする。

<資金計画>

* 高効率設備導入調査事業に要する経費を支払うための資金の調達計画及び調達方法を記入する。

<調査事業を行う事業者との関係>

- | | |
|--------------|-----------------------|
| ① 補助事業者自身 | ② 100%同一の資本に属するグループ企業 |
| ③ 補助事業者の関係会社 | ④ ①から③以外 |

* いずれかに○を付ける。

<他の補助金との関係>

* 他の国の補助金等（固定価格買取制度を含む。）への応募状況等を記入する。

注1 本計画書に、以下の資料等を添付する。

・別添（省CO2型福祉施設等モデル支援事業 計算書）

<高効率設備導入調査事業を行う事業者が決定している場合>

・対象施設の設備の配置状況がわかる図面

・対象施設に導入されている設備のリスト

・調査工程表

・高効率設備導入調査事業を行う調査会社等の見積書・定款又は寄附行為・経理状況説明書（直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書）

注2 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

省 CO2 型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業実施計画書
(省 CO2 型福祉施設等モデル支援事業 [高効率設備導入補助事業])

事業名	省 CO2 型福祉施設等モデル支援事業 [高効率設備導入補助事業]				
事業実施の団体名					
事業実施の担当者	事業実施の代表者				
	氏名	事業者名・役職名			所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
	事業実施の担当者 (事業の窓口となる方)				
	氏名	事業者名・役職名			備考
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
事業の主たる実施場所	* 実際に補助事業を行う場所				
共同事業者	団体等の名称	事業実施責任者			
		氏名	役職名	電話・FAX 番号	E-mail アドレス
<事業の目的・概要>					
<p>【目的】</p> <p>【概要】</p> <p>* 高効率設備導入補助事業の概要を交付規程別紙に定める「対象事業の要件」に関する内容が明らかになるように具体的に記入する。</p>					
<事業の内容>					
<p>【実施内容】</p> <p>* 具体的な改修内容を記入する。</p> <p>【設備・工事の発注】</p> <p>* 高効率設備及び改修工事を工事業者等に発注するに際して、周知期間や選定方法等を記入する。</p> <p>【設備の管理体制】</p> <p>* 導入する高効率設備のメンテナンス方法・体制と故障により損傷した場合の対応を記入する。</p> <p>【事業の実施体制】</p> <p>* 高効率設備導入事業を実施する事業者、リース会社等との連携体制及び役割分担を記入する。</p>					

<事業の性格>

【事業の低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討との関連性】

* エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、エネルギー使用量及びエネルギーの使用に伴い発生する二酸化炭素排出量を主務大臣に報告している事業者については、直近2か年度の当該データを、その他の事業者については、直近2か年度の1年度当たりのエネルギー使用量を記入する。

【事業の公益性及び資金回収・利益の見通し】

* 高効率設備導入調査事業及び高効率設備導入補助事業の公益性の性格について具体的に記入する。併せて、資金回収年数を、次の計算式により算出する。

【資金回収年数 = 補助対象経費に係る自己負担額^{*} ÷ ランニングコストの減少額】

なお、この試算に用いた「ランニングコストの減少額」の見積書を添付すること。

※1 補助対象経費に係わる自己負担額 = 別紙2-2-2の所要経費欄(4)の額 - 別紙2-2-2の所要経費欄(8)の額

※2 複数年度の期間を要して設備を整備する場合の補助対象経費に係わる自己負担額は、各年度の補助対象経費に係わる自己負担額の合計額とする。

【事業のモデル・実証的性格及び他の事業への波及効果】

* 高効率設備導入調査事業及び高効率設備導入補助事業のモデル性や実証的性格について具体的に記入するとともに、他の事業者にどのような波及効果が期待されるか具体的に記入する。

【導入技術の今後の活用・展開の見通し】

* 導入する高効率設備の技術について、今後、どのように活用・展開されることが期待されるか具体的に記入する。

<事業の効果>

【CO2削減効果】

(1) 事業による直接効果

〇〇〇 t CO2/年

(2) 事業による波及効果

①2020年度のCO2削減量

〇〇〇 t CO2/年

②2030年度のCO2削減量

〇〇〇 t CO2/年

* 【CO2削減効果の算定根拠】により算定したCO2削減量を記入する。

【CO2削減効果の算定根拠】

別添のとおり

* 「別添のとおり」と記入し、原則として、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<初版>（平成24年7月環境省地球環境局）」（以下「ガイドブック」という。）において使用するエクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）により、事業の直接効果及び波及効果を算定した上で、同ファイルを添付する。

なお、エクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）における「エネルギー消費量・供給量の設定」は、具体的なデータを記入することとし、その根拠、引用元を「記入欄」に記入するとともに、その具体的資料を添付する。

【CO2削減コスト・算定根拠】

* 【CO2削減効果】の「(1) 事業による直接効果」に記入したCO2削減量1トンを削減するために必要なコスト（円/tCO2）を、次の計算式を用いて算出する。

CO2削減コスト[円/tCO2] = 補助対象経費の支出予定額[円]（別紙2-2-2の所要経費欄(4)の額） ÷ （年間のエネルギー起源CO2の排出削減量[tCO2/年] × 法定耐用年数[年]）

省 CO2 型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業実施計画書
(漁港の省エネ化推進事業)

事業名	漁港の省エネ化推進事業				
事業実施の団体名					
事業実施の担当者	事業実施の代表者				
	氏名	事業者名・役職名			所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
	事業実施の担当者（事業の窓口となる方）				
	氏名	事業者名・役職名			備考
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
事業の主たる実施場所	* 実際に補助事業を行う場所（図面を添付する）				
共同事業者	団体等の名称	事業実施責任者			
		氏名	役職名	電話・FAX 番号	E-mail アドレス
<事業の目的・概要>					
【目的】					
【概要】					
* 補助事業及び導入する設備等の概要（内容・規模等）を記入する。					
<事業の性格>					
【事業の低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討との関連性】					
* エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、エネルギー使用量及びエネルギーの使用に伴い発生する二酸化炭素排出量を主務大臣に報告している事業者については、直近2か年度の当該データを、その他の事業者については、直近2か年度の1年度当たりのエネルギー使用量を記入する。					
【事業の公益性及び資金回収・利益の見通し】					
* 補助事業の公益性の性格について具体的に記入する。併せて、資金回収年数を、次の計算式により算出する。					
【資金回収年数 = 補助対象経費に係る自己負担額* ÷ ランニングコストの減少額】					
なお、この試算に用いた「ランニングコストの減少額」の見積書を添付すること。					
※1 補助対象経費に係る自己負担額 = 別紙2-3の所要経費欄(4)の額 - 別紙2-3の所要経費欄(8)の額					
※2 複数年度の期間を要して設備を整備する場合の補助対象経費に係る自己負担額は、各年度の補助対象経費に係る自己負担額の合計額とする。					
【事業のモデル・実証的性格及び他の事業への波及効果】					
* 補助事業のモデル性や実証的性格について具体的に記入するとともに、他の事業者にどのような波及効果が期待されるか具体的に記入する。					
【導入技術の今後の活用・展開の見通し】					
* 補助事業により導入する技術について、今後、どのように活用・展開されることが期待されるか具体的に記入す					

る。

<事業の効果>

【CO2削減効果】

(1) 事業による直接効果

〇〇〇 t CO2/年

(2) 事業による波及効果

①2020年度のCO2削減量

〇〇〇 t CO2/年

②2030年度のCO2削減量

〇〇〇 t CO2/年

* 【CO2削減効果の算定根拠】により算定したCO2削減量を記入する。

【CO2削減効果の算定根拠】

別添のとおり

* 「別添のとおり」と記入し、原則として、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<初版>（平成24年7月環境省地球環境局）」（以下「ガイドブック」という。）において使用するエクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）により、事業の直接効果及び波及効果を算定した上で、同ファイルを添付する。

なお、エクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）における「エネルギー消費量・供給量の設定」は、具体的なデータを記入することとし、その根拠、引用元を「記入欄」に記入するとともに、その具体的資料を添付する。

【CO2削減コスト・算定根拠】

* 【CO2削減効果】の「(1) 事業による直接効果」に記入したCO2削減量1トンを削減するために必要なコスト（円/tCO2）を、次の計算式を用いて算出する。

$$\text{CO2削減コスト}[\text{円}/\text{tCO2}] = \text{補助対象経費の支出予定額}[\text{円}] \text{ (別紙2-3の所要経費欄(4)の額)} \div (\text{年間のエネルギー起源CO2の排出削減量}[\text{tCO2}/\text{年}] \times \text{法定耐用年数}[\text{年}])$$

※1 事業により法定耐用年数が異なる複数の補助対象設備を整備する場合、計算式を次の式に変えて算出する。

(例：設備Aと設備Bをまとめて導入する場合)

$$\text{CO2削減コスト}[\text{円}/\text{tCO2}] = \text{補助対象経費の支出予定額}[\text{円}] \div (\text{設備Aの年間のエネルギー起源CO2の排出削減量}[\text{tCO2}/\text{年}] \times \text{法定耐用年数}[\text{年}] + \text{設備Bの年間のエネルギー起源CO2の排出削減量}[\text{tCO2}/\text{年}] \times \text{法定耐用年数}[\text{年}])$$

※2 複数年度の期間を要して設備を整備する場合の補助対象経費の支出予定額は、各年度の補助対象経費の支出予定額の合計額とする。

省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業実施計画書
(低炭素型の融雪設備導入支援事業)

事業名	低炭素型の融雪設備導入支援事業				
事業実施の団体名					
事業実施の担当者	事業実施の代表者				
	氏名	事業者名・役職名			所在地
	電話番号	FAX番号	E-mailアドレス		
	事業実施の担当者(事業の窓口となる方)				
	氏名	事業者名・役職名			備考
	電話番号	FAX番号	E-mailアドレス		
	事業の主たる実施場所				
	* 実際に補助事業を行う場所を記載。融雪設備の設置場所と土地利用状況及び周辺建築物との位置関係や設置概況が分かる図面や写真、地図等を添付すること。				
共同事業者	団体等の名称	事業実施責任者			
		氏名	役職名	電話・FAX番号	E-mailアドレス
<事業の目的・概要>					
【目的】					
既設の置き換え・新設の別	『既設の置き換え』・『新設』 * いずれかに○をつける (『既設の置き換え』の場合、元の熱源: * 電気、灯油等を記載すること)				
地方公共団体が定める実行計画等との関連性の有無	* 関連性がある場合には、計画名及び計画の概要、本事業の関連性を簡潔に記載すること				
【概要】					
* 補助事業及び導入する設備の概要(熱源、融雪設備の種類(例:融雪槽、ロードヒーティング、屋根融雪等)やメーカー、形式、定格出力、規模等)及び実施する場所の降雪状況・除雪作業にかかる労力や費用等の内容を記入する。なお、ヒートポンプを用いる設備を導入する場合にはCOPを、ロードヒーティング及び屋根融雪設備を導入する場合には、融雪面積を必ず記載すること。					
<事業の性格>					
【事業の低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討との関連性】					
* エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、エネルギー使用量及びエネルギーの使用に伴い発生する二酸化炭素排出量を主務大臣に報告している事業者については、直近2か年度の当該データを、その他の事業者については、直近2か年度の1年度当たりのエネルギー使用量を記入する。					
【事業の公益性及び資金回収・利益の見通し】					
* 補助事業の公益性の性格について具体的に記入する。併せて、資金回収年数を、次の計算式により算出する。 【資金回収年数 = 補助対象経費に係る自己負担額* ÷ ランニングコストの減少額】 なお、この試算に用いた「ランニングコストの減少額」の見積書を添付すること。					
※1 補助対象経費に係る自己負担額 = 別紙2-4の所要経費欄(4)の額 - 別紙2-4所要経費欄(8)の額					
※2 複数年度の期間を要して設備を整備する場合の補助対象経費に係る自己負担額は、各年度の補助対象経費に係					

わる自己負担額の合計額とする。

【事業のモデル・実証的性格及び他の事業への波及効果】

- * 補助事業のモデル性や実証的性格について具体的に記入するとともに、他の事業者にどのような波及効果が期待されるか具体的に記入する。

【導入技術の今後の活用・展開の見通し】

- * 補助事業により導入する技術について、今後、どのように活用・展開されることが期待されるか具体的に記入する。

<事業の効果> 注

【CO2削減効果】

(1) 事業による直接効果

〇〇〇 t CO2/年

(2) 事業による波及効果

①2020年度のCO2削減量

〇〇〇 t CO2/年

②2030年度のCO2削減量

〇〇〇 t CO2/年

- * **【CO2削減効果の算定根拠】**により算定したCO2削減量を記入する。

【CO2削減効果の算定根拠】

別添のとおり

- * 「別添のとおり」と記入し、原則として、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<初版>（平成24年7月環境省地球環境局）」（以下「ガイドブック」という。）において使用するエクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）により、事業の直接効果及び波及効果を算定した上で、同ファイルを添付する。
なお、エクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）における「エネルギー消費量・供給量の設定」は、具体的なデータを記入することとし、その根拠、引用元を「記入欄」に記入するとともに、その具体的資料を添付する。

【CO2削減コスト・算定根拠】

- * **【CO2削減効果】**の「(1) 事業による直接効果」に記入したCO2削減量1トンを削減するために必要なコスト（円/tCO2）を、次の計算式を用いて算出する。

$$\text{CO2削減コスト}[\text{円}/\text{tCO2}] = \text{補助対象経費の支出予定額}[\text{円}] \div (\text{別紙2-4の所要経費欄(4)の額}) \div (\text{年間のエネルギー起源CO2の排出削減量}[\text{tCO2}/\text{年}] \times \text{法定耐用年数}[\text{年}])$$

- ※1 事業により法定耐用年数が異なる複数の補助対象設備を整備する場合、計算式を次の式に変えて算出する。

(例：設備Aと設備Bをまとめて導入する場合)

$$\text{CO2削減コスト}[\text{円}/\text{tCO2}] = \text{補助対象経費の支出予定額}[\text{円}] \div (\text{設備Aの年間のエネルギー起源CO2の排出削減量}[\text{tCO2}/\text{年}] \times \text{法定耐用年数}[\text{年}] + \text{設備Bの年間のエネルギー起源CO2の排出削減量}[\text{tCO2}/\text{年}] \times \text{法定耐用年数}[\text{年}])$$

- ※2 複数年度の期間を要して設備を整備する場合の補助対象経費の支出予定額は、各年度の補助対象経費の支出予定額の合計額とする。

注) 『新設』の場合には、新設予定の融雪設備と同種の融雪設備のうち、市販されており、且つ灯油を熱源とする融雪設備を既存設備として選んだ上で、新設予定の融雪設備と同程度の融雪効果を得るために必要な稼働時間や灯油使用量を算出し、ランニングコストの減少額及びCO2削減量を算定すること。その際に既存設備として選んだ融雪設備の性能等が分かるパンフレット等を添付すること。

<事業の実施体制>				
* 補助事業の実施体制について、発注先に加え、補助事業者内の施工監理や経理等の体制を含め記入する（別紙添付でも可）。				
<資金計画>				
* 補助事業に要する経費を支払うための資金の調達計画及び調達方法を記入する。				
<補助対象設備・工事等の発注先>				
<table border="0"> <tr> <td>① 補助事業者自身</td> <td>② 100%同一の資本に属するグループ企業</td> </tr> <tr> <td>③ 補助事業者の関係会社</td> <td>④ ①から③以外</td> </tr> </table>	① 補助事業者自身	② 100%同一の資本に属するグループ企業	③ 補助事業者の関係会社	④ ①から③以外
① 補助事業者自身	② 100%同一の資本に属するグループ企業			
③ 補助事業者の関係会社	④ ①から③以外			
* いずれかに○を付ける。				
<事業実施に関連する事項>				
<p>【他の補助金との関係】</p> <p>* 他の国の補助金等（固定価格買取制度を含む。）への応募状況等を記入する。</p> <p>【許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項】</p> <p>* 補助事業遂行上、許認可、権利関係等関係者間の調整が必要となる事項について記入する。</p> <p>【設備の保守計画】</p> <p>* 導入する設備の保守計画、管理体制を記入する。</p>				
<事業実施スケジュール>				
<p>* 事業の実施スケジュールを記入する。</p> <p>* 実施スケジュールは別紙を添付してもよい。</p>				

注1 本計画書に、設備のシステム図・配置図・仕様書、記入内容の根拠資料等を添付する。

注2 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業実施計画書
 (地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業
 [事業化計画策定事業])

事業名	地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業 [事業化計画策定事業]				
事業実施の団体名					
事業実施の担当者	事業実施の代表者				
	氏名	事業者名・役職名		所在地	
	電話番号	FAX番号	E-mailアドレス		
	事業実施の担当者(事業の窓口となる方)				
	氏名	事業者名・役職名		備考	
	電話番号	FAX番号	E-mailアドレス		
	事業の主たる実施場所				
	*実際に補助事業を行う場所				
	共同事業者	団体等の名称	事業実施責任者		
			氏名	役職名	電話・FAX番号
<事業の目的・概要>					
<p>【目的】</p> <p>【導入設備及び導入場所】 *事業化計画の対象とする導入予定の設備、その規模及び導入場所等を記入する。</p> <p>【事業の内容等】 *事業化計画策定事業として具体的に予定している調査、検討等の内容及びその実施方法等を記入する。</p>					
<事業の性格>					

【事業の低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討との関連性】

*エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、エネルギー使用量及びエネルギーの使用に伴い発生する二酸化炭素排出量を主務大臣に報告している事業者については、直近2か年度の当該データを、その他の事業者については、直近2か年度の1年度当たりのエネルギー使用量を記入する。

【事業の公益性及び資金回収・利益の見通し】

*補助事業の公益性の性格について具体的に記入する。併せて、資金回収年数を次の計算式により算出する。

【資金回収年数 = 補助対象経費に係る自己負担額※ ÷ ランニングコストの減少額】

なお、この試算に用いた「ランニングコストの減少額」の見積書を添付すること。

※1 補助対象経費に係わる自己負担額

= {当計画策定事業の補助対象経費の支出予定額 (別紙2-5-1-1又は別紙2-5-1-2の所要経費欄(4)の額) + 当計画により導入することを想定している設備 (以下「導入想定設備」という。)の整備に要する補助対象経費} - {当計画策定事業の補助対象経費の補助金所要額 (別紙2-5-1-1又は別紙2-5-1-2の所要経費欄(8)の額) + 導入想定経費の整備に要する補助金所要額}

※2 複数年度の期間を要して設備を整備する場合の補助対象経費に係わる自己負担額は、各年度の補助対象経費に係わる自己負担額の合計額とする。

【事業のモデル・実証的性格及び他の事業への波及効果】

*補助事業のモデル性や実証的性格について具体的に記入するとともに、他の事業者にどのような波及効果が期待されるか具体的に記入する。

【導入技術の今後の活用・展開の見通し】

*補助事業により導入する技術について、今後、どのように活用・展開されることが期待されるか具体的に記入する。

<事業の効果>

【CO2削減効果】

(1) 事業による直接効果

〇〇〇 t CO₂/年

(2) 事業による波及効果

① 2020年度のCO₂削減量

〇〇〇 t CO₂/年

② 2030年度のCO₂削減量

〇〇〇 t CO₂/年

*【CO₂削減効果の算定根拠】により算定したCO₂削減量を記入する。

【CO2削減効果の算定根拠】

別添のとおり

*「別添のとおり」と記入し、原則として、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<初版> (平成24年7月環境省地球環境局)」(以下「ガイドブック」という。)において使用するエクセルファイル(「ハード対策事業計算ファイル」)により、事業の直接効果及び波及効果を算定した上で、同ファイルを添付する。なお、エクセルファイル(「ハード対策事業計算ファイル」)における「エネルギー消費量・供給量の設定」は、具体的なデータを記入することとし、その根拠、引用元を「記入欄」に記入するとともに、その具体的資料を添付する。

【CO2削減コスト・算定根拠】

* 【CO2削減効果】の「(1) 事業による直接効果」に記入したCO2削減量1トンを削減するために必要なコスト(円/tCO2)を、次の計算式を用いて算出する。

CO2削減コスト[円/tCO2]

= {当計画策定事業の補助対象経費の支出予定額[円] (別紙2-5-1-1又は別紙2-5-1-2の所要経費欄(4)の額) + 当計画により導入することを想定している設備 (以下「導入想定設備」という。)の設備に要する補助対象経費の支出予定額} ÷ {(導入想定設備による年間のエネルギー起源CO2の排出削減量[tCO2/年] × 導入想定設備の法定耐用年数[年])}

※1 当計画により費用対効果が異なる複数の補助対象設備を整備する場合、計算式を次の式に変えて算出する。

(例：導入想定設備Aと導入想定設備Bをまとめて導入する場合)

CO2削減コスト[円/tCO2]

= (当計画策定事業の補助対象経費の支出予定額[円] + 導入想定設備A及びBの補助対象経費の支出予定額[円]) ÷ (設備Aの年間のエネルギー起源CO2の排出削減量[tCO2/年] × 法定耐用年数[年] + 設備Bの年間のエネルギー起源CO2の排出削減量[tCO2/年] × 法定耐用年数[年])

※2 複数年度の期間を要して導入想定設備を整備する場合の補助対象経費の支出予定額は、各年度の補助対象経費の支出予定額の合計額とする。

<事業の実施体制>

* 補助事業の実施体制について、調査、検討等の委託先等関係する事業者との連携体制及び役割分担を記入する。(別紙添付でも可)

<資金計画>

* 補助事業に要する経費を支払うための資金の調達計画及び調達方法を記入する。

<補助対象設備・工事等の発注先>

- | | |
|--------------|-----------------------|
| ① 補助事業者自身 | ② 100%同一の資本に属するグループ企業 |
| ③ 補助事業者の関係会社 | ④ ①から③以外 |

* いずれかに○を付ける。

<他の補助金との関係>

* 他の国の補助金等(固定価格買取制度を含む。)への応募状況等を記入する。

注1 本計画書に、仕様書、記入内容の根拠資料等を添付する。

注2 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

省 CO2 型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業実施計画書
 (地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業
 [設備導入事業])

事業名	地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業 [設備導入事業]					
事業実施の団体名						
事業実施の担当者	事業実施の代表者					
	氏名	事業者名・役職名			所在地	
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス			
	事業実施の担当者 (事業の窓口となる方)					
	氏名	事業者名・役職名			備考	
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス			
	事業の主たる実施場所					
	*実際に補助事業を行う場所					
	共同事業者	団体等の名称	事業実施責任者			
			氏名	役職名	電話・FAX 番号	E-mail アドレス
<事業の目的・概要>						
<p>【目的】</p> <p>【概要】 *補助事業及び導入する設備の概要 (利用する未利用資源等、未利用資源等の活用方法、設備の仕様・規模等) を記入する。</p>						
<事業の性格>						
<p>【事業の低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討との関連性】 *エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、エネルギー使用量及びエネルギーの使用に伴い発生</p>						

する二酸化炭素排出量を主務大臣に報告している事業者については、直近2か年度の当該データを、その他の事業者については、直近2か年度の1年度当たりのエネルギー使用量を記入する。

【事業の公益性及び資金回収・利益の見通し】

* 補助事業の公益性の性格について具体的に記入する。併せて、資金回収年数を次の計算式により算出する。

$$\text{【資金回収年数} = \text{補助対象経費に係る自己負担額} \div \text{ランニングコストの減少額} \text{】}$$

なお、この試算に用いた「ランニングコストの減少額」の見積書を添付すること。

※1 補助対象経費に係わる自己負担額

＝別紙2-5-2-1、別紙2-5-2-2又は別紙2-5-2-3の所要経費欄(4)の額) - 別紙2-5-2-1、別紙2-5-2-2又は別紙2-5-2-3所要経費欄(8)の額

※2 複数年度の期間を要して設備を整備する場合の補助対象経費に係わる自己負担額は、各年度の補助対象経費に係わる自己負担額の合計額とする。

【事業のモデル・実証的性格及び他の事業への波及効果】

* 補助事業のモデル性や実証的性格について具体的に記入するとともに、他の事業者にどのような波及効果が期待されるか具体的に記入する。

【導入技術の今後の活用・展開の見通し】

* 補助事業により導入する技術について、今後、どのように活用・展開されることが期待されるか具体的に記入する。

<事業の効果>

【CO2削減効果】

(1) 事業による直接効果

〇〇〇 t CO₂/年

(2) 事業による波及効果

① 2020年度のCO₂削減量

〇〇〇 t CO₂/年

② 2030年度のCO₂削減量

〇〇〇 t CO₂/年

* 【CO₂削減効果の算定根拠】により算定したCO₂削減量を記入する。

【CO2削減効果の算定根拠】

別添のとおり

* 「別添のとおり」と記入し、原則として、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<初版> (平成24年7月環境省地球環境局)」(以下「ガイドブック」という。)において使用するエクセルファイル(「ハード対策事業計算ファイル」)により、事業の直接効果及び波及効果を算定した上で、同ファイルを添付する。

なお、エクセルファイル(「ハード対策事業計算ファイル」)における「エネルギー消費量・供給量の設定」は、具体的なデータを記入することとし、その根拠、引用元を「記入欄」に記入するとともに、その具体的資料を添付する。

【CO2削減コスト・算定根拠】

* 【CO₂削減効果】の「(1) 事業による直接効果」に記入したCO₂削減量1トンを削減するために必要なコスト(円/tCO₂)を、次の計算式を用いて算出する。

CO₂削減コスト[円/tCO₂]

＝補助対象経費の支出予定額[円](別紙2-5-2-1、別紙2-5-2-2又は別紙2-5-2-3

の所要経費欄(4)の額) ÷ (年間のエネルギー起源 CO2 の排出削減量[tCO2/年] × 法定耐用年数[年])

※1 事業により法定耐用年数が異なる複数の補助対象設備を整備する場合、計算式を次の式に変えて算出する。

(例：設備Aと設備Bをまとめて導入する場合)

CO2 削減コスト[円/tCO2]

= 補助対象経費の支出予定額[円] ÷ (設備Aの年間のエネルギー起源 CO2 の排出削減量[tCO2/年] × 法定耐用年数[年] + 設備Bの年間のエネルギー起源 CO2 の排出削減量[tCO2/年] × 法定耐用年数[年])

※2 複数年度の期間を要して設備を整備する場合の補助対象経費の支出予定額は、各年度の補助対象経費の支出予定額の合計額とする。

<事業の実施体制>

* 補助事業の実施体制について、発注先に加え、補助事業者内の施工監理や経理等の体制を含め記入する。(別紙添付でも可)

<資金計画>

* 補助事業に要する経費を支払うための資金の調達計画及び調達方法を記入する。

<補助対象設備・工事等の発注先>

① 補助事業者自身

② 100%同一の資本に属するグループ企業

③ 補助事業者の関係会社

④ ①から③以外

* いずれかに○を付ける。

<事業実施に関連する事項>

【他の補助金との関係】

* 他の国の補助金等(固定価格買取制度を含む。)への応募状況等を記入する。

【許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項】

* 補助事業遂行上、許認可、権利関係等関係者間の調整が必要となる事項について記入する。

【設備の保守計画】

* 導入する設備の保守計画、管理体制を記入する。

<事業実施スケジュール>

* 事業の実施スケジュールを記入する。事業期間が複数年度に亘る場合には、全工程を含めた実施スケジュールとし、事業内容と照らし合わせ、何をどこまで実施するのかが明らかに分かるように記入する。また、後年度負担額も参考記入する。

* 実施スケジュールは別紙を添付してもよい。

注1 本計画書に、設備のシステム図・配置図・仕様書、記入内容の根拠資料等を添付する。

注2 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

省 CO2 型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業実施計画書
 (地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業
 [温泉街における未利用資源活用モデル事業])

事業名	地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業 [温泉街における未利用資源活用モデル事業]				
事業実施の団体名					
事業実施の担当者	事業実施の代表者				
	氏名	事業者名・役職名		所在地	
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
	事業実施の担当者 (事業の窓口となる方)				
	氏名	事業者名・役職名		備考	
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
	事業の主たる実施場所				
	*実際に補助事業を行う場所				
	共同事業者	団体等の名称	事業実施責任者		
			氏名	役職名	電話・FAX 番号
＜事業の目的・概要＞					
<p>【目的】 *補助事業者（法律に基づき設立の認可等を行う行政機関から、その認可等を受け、又は当該行政機関の合議制の機関における設立の認可等が適当である旨の文書を受領している者（以下「認可等を受けている者等」）である場合には、認可等を受けている者等）が導入する設備を所有するとともに、設備を管理・運用することを明記すること。</p> <p>【概要】 *補助事業及び導入する設備の概要（利用する温泉街における未利用資源等、未利用資源等の活用方法、設備の内容・規模等）を記入する。</p>					
＜事業の性格＞					

【事業の低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討との関連性】

* エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、エネルギー使用量及びエネルギーの使用に伴い発生する二酸化炭素排出量を主務大臣に報告している事業者については、直近2か年度の当該データを、その他の事業者については、直近2か年度の1年度当たりのエネルギー使用量を記入する。

【事業の公益性及び資金回収・利益の見通し】

* 補助事業の公益性の性格について具体的に記入する。併せて、資金回収年数を次の計算式により算出する。

$$\text{【資金回収年数} = \frac{\text{補助対象経費に係る自己負担額※}}{\text{ランニングコストの減少額}}\text{】}$$

なお、この試算に用いた「ランニングコストの減少額」の見積書を添付すること。

※ 補助対象経費に係わる自己負担額

= 別紙2-5-3の所要経費欄(4)の額 - 別紙2-5-3の所要経費欄(8)の額

【導入技術の今後の活用・展開の見通し】

* 補助事業により導入する技術について、今後、どのように活用・展開されることが期待されるか具体的に記入する。

<事業の効果>**【CO2削減効果】**

(1) 事業による直接効果

〇〇〇 tCO₂/年

(2) 事業による波及効果

① 2020年度のCO₂削減量

〇〇〇 tCO₂/年

② 2030年度のCO₂削減量

〇〇〇 tCO₂/年

* 【CO₂削減効果の算定根拠】により算定したCO₂削減量を記入する。

【CO₂削減効果の算定根拠】

別添のとおり

* 「別添のとおり」と記入し、原則として、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<初版>（平成24年7月環境省地球環境局）」（以下「ガイドブック」という。）において使用するエクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）により、事業の直接効果及び波及効果を算定した上で、同ファイルを添付する。なお、エクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）における「エネルギー消費量・供給量の設定」は、具体的なデータを記入することとし、その根拠、引用元を「記入欄」に記入するとともに、その具体的資料を添付する。

【CO₂削減コスト・算定根拠】

* 【CO₂削減効果】の「(1) 事業による直接効果」に記入したCO₂削減量1トンを削減するために必要なコスト（円/tCO₂）を、次の計算式を用いて算出する。

CO₂削減コスト[円/tCO₂]

= 補助対象経費の支出予定額[円]（別紙2-5-3の所要経費欄(4)の額） ÷ （年間のエネルギー起源CO₂の排出削減量[tCO₂/年] × 法定耐用年数[年]）

※ 事業により法定耐用年数が異なる複数の補助対象設備を整備する場合、計算式を次の式に変えて算出する。

（例：設備Aと設備Bをまとめて導入する場合）

別紙 2 - 1

省 CO2 型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業に要する経費内訳
(エコレールラインプロジェクト事業)

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 支出予定額	
	円	円	円	円	
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4) と (5) を比較し て少ない方の額	(7) 補助基本額 (3) と (6) を比較し て少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 1/3	
	-円	円	円	円	
補助対象経費支出予定額内訳					
経費区分・費目		金額	積算内訳		
(記載例) 工事費		〇〇〇	材料名 (数量) × (単価) = 金額		
本工事費		〇〇〇			
材料費		〇〇〇			
.		〇〇〇			
.		〇〇〇			
付帯工事費		〇〇〇			
.		〇〇〇			
.		〇〇〇			
機械器具費		〇〇〇			
.		〇〇〇			
.					
合 計		円			
購入予定の主な財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)					
名 称	仕 様	数 量	単 価	金 額	購入予定時期

注 本内訳に、見積書又は計算書等を添付する。

別紙 2 - 2 - 1

省 C02 型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業に要する経費内訳
 (省 C02 型福祉施設等モデル支援事業 [高効率設備導入調査事業])

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 支出予定額	
	円	円	円	円	
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4) と (5) を比較し て少ない方の額	(7) 補助基本額 (3) と (6) を比較し て少ない方の額	(8) 補助金所要額 定額 (上限 1,500,000 円)	
	円	円	円	円	
補助対象経費支出予定額内訳					
経費区分・費目		金額	積算内訳		
(記載例)			(時間) × (単価) = 金額		
人件費		〇〇〇			
業務費		〇〇〇			
共済費		〇〇〇			
旅費		〇〇〇			
消耗品費		〇〇〇			
印刷製本費		〇〇〇			
通信運搬費		〇〇〇			
使用量及賃借料		〇〇〇			
賃金		〇〇〇			
委託料		〇〇〇			
合 計		円			
購入予定の主な財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が 50 万円以上のもの)					
名 称	仕 様	数 量	単 価	金 額	購 入 予 定 時 期

注 本内訳に、見積書又は計算書等を添付する。

別紙 2-2-2

省 C02 型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業に要する経費内訳
 (省 C02 型福祉施設等モデル支援事業 [高効率設備導入補助事業])

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 支出予定額
	円	円	円	円
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4) と (5) を比較して少ない方の額	(7) 補助基本額 (3) と (6) を比較して少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 1/3
	-円	円	円	円

補助対象経費支出予定額内訳

経費区分・費目	金額	積算内訳
(記載例)		
工事費	〇〇〇	
本工事費	〇〇〇	
材料費	〇〇〇	材料名 (数量) × (単価) = 金額
.	〇〇〇	.
.	〇〇〇	.
付帯工事費	〇〇〇	
.	〇〇〇	
.	〇〇〇	
機械器具費	〇〇〇	
.	〇〇〇	
.		
合計	円	

購入予定の主な財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)

名称	仕様	数量	単価	金額	購入予定時期

注 本内訳に、見積書又は計算書等を添付する。

別紙 2 - 3

省 CO2 型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業に要する経費内訳
(漁港の省エネ化推進事業)

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 支出予定額	
	円	円	円	円	
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4) と (5) を比較し て少ない方の額	(7) 補助基本額 (3) と (6) を比較し て少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 1/2 又は 1/3	
	-円	円	円	円	
補助対象経費支出予定額内訳					
経費区分・費目		金額	積算内訳		
(記載例) 工事費 本工事費 材料費 . . 付帯工事費 . . 機械器具費 . .		○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○	材料名 (数量) × (単価) = 金額		
合計		円			
購入予定の主な財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が 50 万円以上のもの)					
名称	仕様	数量	単価	金額	購入予定時期

注 1 本内訳に、見積書又は計算書等を添付する。

注 2 (8) 補助金所要額の計算に用いる割合は、水産業協同組合法に定められた組合の場合 1/2、それ以外の場合 1/3 とする。

省 CO2 型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業に要する経費内訳
(低炭素型の融雪設備導入支援事業)

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 支出予定額	
	円	円	円	円	
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4) と (5) を比較して少ない方の額	(7) 補助基本額 (3) と (6) を比較して少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 1/2 又は 2/3 (上限 100,000,000 円)	
	円	円	円	円	
補助対象経費支出予定額内訳					
経費区分・費目		金額	積算内訳		
(記載例) 工事費 本工事費 材料費 ・ ・ 付帯工事費 ・ ・ 機械器具費 ・ ・		○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○	材料名 (数量) × (単価) = 金額		
合計		円			
購入予定の主な財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)					
名称	仕様	数量	単価	金額	購入予定時期

注 本内訳に、見積書又は計算書等を添付する。

別紙2-5-1-1

省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業に要する経費内訳
 (地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業 [事業化計画策定事業])
 [補助事業者が都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合の場合]

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費支出予定額
	円	円	円	円
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4) と (5) を比較して 少ない方の額	(7) 補助基本額 (3) と (6) を比較して 少ない方の額	(8) 補助金所要額 定額 (上限 20,000,000 円)
	円	円	円	円

補助対象経費支出予定額内訳

経費区分・費目	金額	積算内訳
(記載例)		
人件費	〇〇〇	(時間) × (単価) = 金額
業務費	〇〇〇	・
共済費	〇〇〇	・
旅費	〇〇〇	
消耗品費	〇〇〇	
印刷製本費	〇〇〇	
通信運搬費	〇〇〇	
使用料及賃借料	〇〇〇	
賃金	〇〇〇	
役務費	〇〇〇	
委託料	〇〇〇	
合 計	円	

購入予定の主な財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)

名 称	仕様	数量	単 価	金 額	購入予定時期

注 本内訳に、見積書又は計算書等を添付する。

別紙 2-5-1-2

省 CO2 型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業に要する経費内訳
 (地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業 [事業化計画策定事業])
 [補助事業者が都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合以外の場合]

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費支出予定額
	円	円	円	円
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4) と (5) を比較して 少ない方の額	(7) 補助基本額 (3) と (6) を比較して 少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 1/2
	-円	円	円	円

補助対象経費支出予定額内訳

経費区分・費目	金額	積算内訳
(記載例)		
人件費	〇〇〇	(時間) × (単価) = 金額
業務費	〇〇〇	・
共済費	〇〇〇	・
旅費	〇〇〇	
消耗品費	〇〇〇	
印刷製本費	〇〇〇	
通信運搬費	〇〇〇	
使用料及賃借料	〇〇〇	
賃金	〇〇〇	
役務費	〇〇〇	
委託料	〇〇〇	
合 計	円	

購入予定の主な財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が 50 万円以上のもの)

名 称	仕様	数量	単 価	金 額	購入予定時期

注 本内訳に、見積書又は計算書等を添付する。

別紙 2-5-2-1

省 CO2 型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業に要する経費内訳
 (地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業 [設備導入事業])
 [補助事業者が指定都市以外の市町村 (これらの地方公共団体の組合を含む。) の場合]

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費支出予定額
	円	円	円	円
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4) と (5) を比較して 少ない方の額	(7) 補助基本額 (3) と (6) を比較して 少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 2/3
	円	円	円	円

補助対象経費支出予定額内訳

経費区分・費目	金額	積算内訳
(記載例) 工事費	〇〇〇	材料名 (数量) × (単価) = 金額 ・ ・
本工事費	〇〇〇	
材料費	〇〇〇	
付帯工事費	〇〇〇	
機械器具費	〇〇〇	
合 計	円	

購入予定の主な財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が 50 万円以上のもの)

名 称	仕様	数量	単 価	金 額	購入予定時期

注 本内訳に、見積書又は計算書等を添付する。

別紙 2-5-2-2

省 CO2 型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業に要する経費内訳

(地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業 [設備導入事業])

[補助事業者が都道府県、指定都市又は特別区 (これらの地方公共団体の組合を含む。) の場合]

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費支出予定額	
	円	円	円	円	
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4) と (5) を比較して 少ない方の額	(7) 補助基本額 (3) と (6) を比較して 少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 1/2	
	-円	円	円	円	
補助対象経費支出予定額内訳					
経費区分・費目		金額	積算内訳		
(記載例) 工事費		〇〇〇	材料名 (数量) × (単価) = 金額 . .		
本工事費		〇〇〇			
材料費		〇〇〇			
付帯工事費		〇〇〇			
機械器具費		〇〇〇			
合 計		円			
購入予定の主な財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が 50 万円以上のもの)					
名 称	仕様	数量	単 価	金 額	購入予定時期

注 本内訳に、見積書又は計算書等を添付する。

別紙 2-5-2-3

省 CO2 型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業に要する経費内訳
 (地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業 [設備導入事業])
 [補助事業者が都道府県、市町村又は地方公共団体の組合以外の場合]

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費支出予定額
	円	円	円	円
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4) と (5) を比較して 少ない方の額	(7) 補助基本額 (3) と (6) を比較して 少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 1/2 又は 1/3
	円	円	円	円

補助対象経費支出予定額内訳

経費区分・費目	金額	積算内訳
(記載例) 工事費	〇〇〇	材料名 (数量) × (単価) = 金額 ・ ・
本工事費	〇〇〇	
材料費	〇〇〇	
付帯工事費	〇〇〇	
機械器具費	〇〇〇	
合 計	円	

購入予定の主な財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が 50 万円以上のもの)

名 称	仕様	数量	単 価	金 額	購入予定時期

注 1 本内訳に、見積書又は計算書等を添付する。

注 2 「所要経費」欄の「(8) 補助金所要額」の「1/2 又は 1/3」については、下記に従って記入してください。

中小企業法 (昭和 38 年法律 154 号) 第 2 条第 1 項に規定する中小企業の場合は 1/2、中小企業以外の場合は 1/3

省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業に要する経費内訳
 (地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業
 [温泉街における未利用資源活用モデル事業])

所要経費	(1)総事業費	(2)寄付金その他の収入	(3)差引額 (1)-(2)	(4)補助対象経費支出予定額	
	円	円	円	円	
	(5)基準額	(6)選定額 (4)と(5)を比較して 少ない方の額	(7)補助基本額 (3)と(6)を比較して 少ない方の額	(8)補助金所要額 (7)×●/●	
	一円	円	円	円	
補助対象経費支出予定額内訳					
経費区分・費目		金額	積算内訳		
(記載例) 工事費		〇〇〇	材料名 (数量) × (単価) = 金額 ・ ・		
本工事費		〇〇〇			
材料費		〇〇〇			
付帯工事費		〇〇〇			
機械器具費		〇〇〇			
合 計		円			
購入予定の主な財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)					
名 称	仕様	数量	単 価	金 額	購入予定時期

注1 本内訳に、見積書又は計算書等を添付する。

注2 「所要経費」欄の「(8) 補助金所要額」の「●/●」については、下記に従って記入してください。

補助事業者が指定都市以外の市町村（これらの地方公共団体の組合を含む。）の場合は2/3

補助事業者が都道府県、指定都市、特別区（これらの地方公共団体の組合を含む。）又は中小企業の場合は1/2

補助事業者が都道府県、市町村、地方公共団体の組合又は中小企業以外の場合は1/3

※地方公共団体と民間事業者が共同で実施する事業については、それぞれの補助率を適用する。

様式第2（第6条関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人低炭素社会創出促進協会
代表理事 吉澤保幸 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO2型社会の構築に向けた社会
ストック対策支援事業）
変更交付申請書

平成 年 月 日付け低炭社協事第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業）を下記のとおり変更したいので、平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業）交付規程第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助変更申請額
- 2 変更内容
- 3 変更理由
（注）具体的に記載する。

- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。
- 2 1の金額欄の上部に（ ）書きで当初交付決定額を記載する。
 - 3 添付書類は、様式第1のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、別紙2については、変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業）交付決定通知書

補助事業者

平成 年 月 日付け低炭社協事第 号で交付申請のあった平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業）については、平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業）交付規程（平成28年 4月 7日付け 低炭社協第2804071号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

平成 年 月 日

一般社団法人低炭素社会創出促進協会

代表理事 吉澤 保幸 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 交付申請書のとおりである。
- 2 補助基本額及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容を変更する場合において、補助基本額又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。
補助基本額 金 円 補助金の額 金 円
- 3 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する補助金の額は、平成 年 月 日付け 交付申請書記載のとおりである。
- 4 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 5 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業）交付要綱（平成28年4月1日付け環地温発第16040112号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業）実施要領（平成28年4月1日付け環地温発第16040111号）及び交付規程に従わなければならない。
- 6 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は平成 年 月 日とする。

7 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

様式第4（第7条関係）

低炭社協事第 号

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業）変更交付決定通知書

補助事業者

平成 年 月 日付け低炭社協事第 号で変更交付申請のあった平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業）については、交付規程第7条第1項の規定により、平成 年 月 日付け 第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

平成 年 月 日

一般社団法人低炭素社会創出促進協会
代表理事 吉澤 保幸 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け変更交付申請書のとおりである。
- 2 変更後の補助金の額は、次のとおりである。

変更前補助基本額 金	円	変更前補助金の額 金	円
変更後補助基本額 金	円	変更後補助金の額 金	円
増 減 額 金	円	増 減 額 金	円
- 3 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する変更後の補助金の額は、平成 年 月 日付け 第 号変更交付申請書記載のとおりである。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業）交付要綱（平成28年4月1日付け環地温発第16040112号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業）実施要領（平成28年4月1日付け環地温発第16040111号）及び交付規程に従わなければならない。
- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は平成 年 月 日とする。
- 6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

一般社団法人低炭素社会創出促進協会
代表理事 吉澤 保幸 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO2型社会の構築に向けた社会
ストック対策支援事業）
計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け低炭社協事第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業）の計画を下記のとおり変更したいので、平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業）交付規程第8条第三号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響

- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。
- 2 事業の内容を変更する場合にあつては、様式第1の別紙1に変更後の内容を記載して添付すること。
 - 3 経費の配分を変更する場合にあつては、様式第1の別紙2に変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載して添付すること。

様式第6（第8条関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人低炭素社会創出促進協会
代表理事 吉澤 保幸 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO2型社会の構築に向けた社会
ストック対策支援事業）
中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け低炭社協事第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業）を下記のとおり中止（廃止）したいので、平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業）交付規程第8条第四号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）を必要とする理由
- 2 中止（廃止）の予定年月日
- 3 中止（廃止）までに実施した事業内容
- 4 中止（廃止）が補助事業に及ぼす影響
- 5 中止（廃止）後の措置

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

- 2 中止（廃止）までに実施した事業の内容については、様式第1の別紙1を使用し記

載するとともに、様式第 1 の別紙 2 に交付決定額を上段に（ ）書きし、中止（廃止）時の実施見込額を下段に記載した書類を添付すること。

様式第7（第8条関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人低炭素社会創出促進協会
代表理事 吉澤 保幸 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO2型社会の構築に向けた社会
ストック対策支援事業）
遅延報告書

平成 年 月 日付け低炭社協事第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業）の遅延について、平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業）交付規程第8条第五号の規定により下記のとおり指示を求めます。

記

- 1 遅延の原因及び内容
- 2 遅延に係る金額
- 3 遅延に対して採った措置
- 4 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 5 補助事業の実施予定及び完了予定年月日

- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。
- 2 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。

様式第8（第8条関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人低炭素社会創出促進協会
代表理事 吉澤 保幸 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO2型社会の構築に向けた社会
ストック対策支援事業）
遂行状況報告書

平成 年 月 日付け低炭社協事第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業）の遂行状況について、平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業）交付規程第8条第六号の規定により下記のとおり報告します。

記

経費の区分	交付決定額(円)	実施額(円)	遂行状況
計			

注 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

様式第9(第8条関係)

番 号
年 月 日

一般社団法人低炭素社会創出促進協会
代表理事 吉澤 保幸 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成28年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け低炭社協事第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業)について、平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業)交付規程第8条第十号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額(規程第12条第1項による額の確定額)
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円

- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。
- 2 別紙として積算の内容を添付すること。

様式第10(第8条関係)

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業)取得財産等管理台帳
(平成28年度)

財産名 (備品等名)	規格	数量	単価又 は一式 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用 年数	設置又は 保管場所

注1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業)交付規程第8条第十二号に規定する処分制限額以上の財産とする。

2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。

3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式第 1 1 (第 1 1 条関係)

番 号
年 月 日

一般社団法人低炭素社会創出促進協会
代表理事 吉澤 保幸 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成 2 8 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (省 CO2 型社会の構築に向けた社会
ストック対策支援事業)
完了実績報告書

平成 年 月 日付け低炭社協事第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (省 CO2 型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業) を完了 (中止・廃止) しましたので、平成 2 8 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (省 CO2 型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業) 交付規程第 1 1 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
金 円
(平成 年 月 日付け低炭社協事第 号)
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 2 補助事業の実施状況
別紙 1 実施報告書のとおり
- 3 補助金の経費収支実績
別紙 2 経費所要額精算調書のとおり
- 4 補助事業の実施期間
年 月 日 ~ 年 月 日
- 5 添付資料
(1) 完成図書 (各種手続等に係る書面の写しを含む。)
(2) 写真 (工程等が分かるもの)
(3) その他参考資料 (領収書等含む。)

注 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

省 CO2 型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業実施報告書
(エコレールラインプロジェクト事業)

事業名	エコレールラインプロジェクト事業				
事業実施の団体名					
事業実施の担当者	事業実施の代表者				
	氏名	事業者名・役職名			所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
	事業実施の担当者（事業の窓口となる方）				
	氏名	事業者名・役職名			備 考
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
事業の主たる実施場所	* 実際に補助事業を行った場所				
共同事業者	団体等の名称	事業実施責任者			
		氏名	役職名	電話・FAX 番号	E-mail アドレス
<実施した事業の概要>					
【目的】					
【概要】					
* 補助事業及び導入した設備等の概要(内容・規模等)を記入する。					
<導入設備・技術概要>					
* 導入した設備の災害等非常時の効果(対応)について記入する。					
<事業による効果>					
【CO2削減効果】					
(1) 事業による直接効果					
○○○ t CO2/年					
(2) 事業による波及効果					
①2020 年度のCO2削減量					
○○○ t CO2/年					
②2030 年度のCO2削減量					
○○○ t CO2/年					
* 事業の完了時において【CO2削減効果の算定根拠】により算定したCO2削減量を記入する。 このCO2削減量が第16条第1項の報告の基となるデータとなるため、留意すること。					

【CO2削減効果の算定根拠】

別添のとおり

* 「別添のとおり」と記入し、原則として、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<初版>（平成24年7月環境省地球環境局）」（以下「ガイドブック」という。）において使用するエクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）により、事業の直接効果及び波及効果を算定した上で、同ファイルを添付する。

なお、エクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）における「エネルギー消費量・供給量の設定」は、具体的なデータを記入することとし、その根拠、引用元を「記入欄」に記入するとともに、その具体的資料を添付する。

【CO2削減コスト・算定根拠】

* **【CO2削減効果】**の「(1) 事業による直接効果」に記入したCO2削減量1トンを削減するために必要なコスト（円/tCO2）を、次の計算式を用いて算出する。

$$\text{CO2削減コスト}[\text{円}/\text{tCO2}] = \text{補助対象経費実支出額}[\text{円}] (\text{別紙2-1の経費実績額欄(4)の額}) \div (\text{年間のエネルギー起源CO2の排出削減量}[\text{tCO2}/\text{年}] \times \text{法定耐用年数}[\text{年}])$$

※1 事業により法定耐用年数が異なる複数の補助対象設備を整備する場合、計算式を次の式に変えて算出する。
(例：設備Aと設備Bをまとめて導入する場合)

$$\text{CO2削減コスト}[\text{円}/\text{tCO2}] = \text{補助対象経費実支出額}[\text{円}] \div (\text{設備Aの年間のエネルギー起源CO2の排出削減量}[\text{tCO2}/\text{年}] \times \text{法定耐用年数}[\text{年}] + \text{設備Bの年間のエネルギー起源CO2の排出削減量}[\text{tCO2}/\text{年}] \times \text{法定耐用年数}[\text{年}])$$

※2 複数年度の期間を要して設備を整備する場合の補助対象経費実支出額は、各年度の補助対象経費実支出額（翌年度以降については補助対象経費の支出予定額）の合計額とする。

<事業の実施体制>、<資金計画>、<補助対象経費の調達先>、<事業実施に関連する事項>

* 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業)交付申請書の別紙1-1における<事業の実施体制>、<資金計画>、<補助対象経費の調達先>、<事業実施に関連する事項>の記入内容に変更がない場合は、「交付申請書のとおり」と記入し、変更がある場合は、変更の内容を記入すること。

<事業実施スケジュール>

* 事業の実施スケジュールを記入する。事業期間が複数年度に亘る場合には、全工程を含めた実施スケジュールとし、事業内容と照らし合わせ、何をどこまで実施したのかが明らかに分かるように記入する。また、後年度負担額も参考記入する。

* 実施スケジュールは別紙を添付してもよい。

注1 本報告書に、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業)交付申請書に添付した書類に変更がある場合、変更後の書類を添付する。

注2 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

省 CO2 型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業実施報告書
(省 CO2 型福祉施設等モデル支援事業 [高効率設備導入調査事業])

事業名	省 CO2 型福祉施設等モデル支援事業 [高効率設備導入調査事業]					
事業実施の団体名						
事業実施の担当者	事業実施の代表者					
	氏名	事業者名・役職名			所在地	
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス			
	事業実施の担当者 (事業の窓口となる方)					
	氏名	事業者名・役職名			備考	
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス			
	事業の主たる実施場所 * 実際に補助事業を行った場所					
	共同事業者	団体等の名称	事業実施責任者			
			氏名	役職名	電話・FAX 番号	E-mail アドレス
<事業の目的・概要>						
<p>【目的】</p> <p>【概要】</p> <p>* 高効率設備導入調査事業の概要を交付規程別紙に定める「対象事業の要件」に関する内容が明らかになるように具体的に記入する。</p> <p>【事業を行う事業者名】</p> <p>* 高効率設備導入調査事業を行った事業者の事業者名、住所、代表者の役職・氏名、連絡先を記入する。</p>						
<事業の効果>						
<p>【CO2削減効果】</p> <p>(1) 事業による直接効果 ○○○ t CO2/年</p> <p>(2) 事業による波及効果</p> <p>①2020 年度の CO2 削減量 ○○○ t CO2/年</p> <p>②2030 年度の CO2 削減量 ○○○ t CO2/年</p> <p>* 事業の完了時において【CO2削減効果の算定根拠】により算定した CO2 削減量を記入する。 この CO2 削減量が第 15 条第 1 項の報告の基となるデータとなるため、留意すること。</p> <p>【CO2削減効果の算定根拠】</p>						

別添のとおり

* 「別添のとおり」と記入し、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<初版>（平成 24 年 7 月環境省地球環境局）」（以下「ガイドブック」という。）において使用するエクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）により、事業の直接効果及び波及効果を算定した上で、同ファイルを添付する。

なお、エクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）における「エネルギー消費量・供給量の設定」は、具体的なデータを記入することとし、その根拠、引用元を「記入欄」に記入するとともに、その具体的資料を添付する。

【CO₂削減コスト・算定根拠】

* 【CO₂削減効果】の「(1) 事業による直接効果」に記入したCO₂削減量1 トンを削減するために必要なコスト（円／tCO₂）を、次の計算式を用いて算出する。

$$\text{CO}_2 \text{削減コスト}[\text{円}/\text{tCO}_2] = (\text{当調査事業の補助対象経費実支出額}[\text{円}] (\text{別紙2-2-1の経費実績額欄(4)の額}) + \text{導入想定設備の補助対象経費の支出予定額}[\text{円}] (\text{別紙2-2-2の所要経費欄(4)の額})) \div (\text{導入想定設備による年間のエネルギー起源CO}_2 \text{の排出削減量}[\text{tCO}_2/\text{年}] \times \text{導入想定設備の法定耐用年数}[\text{年}])$$

※1 当計画により費用対効果が異なる複数の補助対象設備を整備する場合、計算式を次の式に変えて算出する。

(例：導入想定設備Aと導入想定設備Bをまとめて導入する場合)

$$\text{CO}_2 \text{削減コスト}[\text{円}/\text{tCO}_2] = (\text{当調査事業の補助対象経費実支出額}[\text{円}] + \text{導入想定設備A及びBの補助対象経費の支出予定額}[\text{円}]) \div (\text{設備Aの年間のエネルギー起源CO}_2 \text{の排出削減量}[\text{tCO}_2/\text{年}] \times \text{設備Aの法定耐用年数}[\text{年}] + \text{設備Bの年間のエネルギー起源CO}_2 \text{の排出削減量}[\text{tCO}_2/\text{年}] \times \text{設備Bの法定耐用年数}[\text{年}])$$

※2 複数年度の期間を要して導入想定設備を導入する場合の導入想定設備の補助対象経費の支出予定額は、各年度の補助対象経費の支出予定額の合計額とする。

<事業の内容>、<資金計画>、<他の補助金との関係>

* 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO₂型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業）交付申請書の別紙1-2-1における<事業の内容>、<資金計画>、<他の補助金との関係>の記入内容に変更がない場合は、「交付申請書のとおり」と記入し、変更がある場合は、変更の内容を記入すること。

注1 本報告書に、高効率設備導入調査事業により作成した計画を添付する。

別添（省CO₂型福祉施設等モデル支援事業 計算書）を添付する。

注2 本報告書に、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO₂型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業）交付申請書に添付した書類に変更がある場合、変更後の書類を添付する。

注3 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

省 CO2 型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業実施報告書
(省 CO2 型福祉施設等モデル支援事業 [高効率設備導入補助事業])

事業名	省 CO2 型福祉施設等モデル支援事業 [高効率設備導入補助事業]				
事業実施の団体名					
事業実施の担当者	事業実施の代表者				
	氏名	事業者名・役職名			所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
	事業実施の担当者 (事業の窓口となる方)				
	氏名	事業者名・役職名			備考
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
事業の主たる実施場所	* 実際に補助事業を行った場所				
共同事業者	団体等の名称	事業実施責任者			
		氏名	役職名	電話・FAX 番号	E-mail アドレス
<事業の目的・概要>					
<p>【目的】</p> <p>【概要】</p> <p>* 高効率設備導入補助事業の概要を交付規程別紙に定める「対象事業の要件」に関する内容が明らかになるように具体的に記入する。</p>					
<事業の効果>					
<p>【CO2削減効果】</p> <p>(1) 事業による直接効果 ○○○ t CO2/年</p> <p>(2) 事業による波及効果</p> <p>①2020 年度の CO2 削減量 ○○○ t CO2/年</p> <p>②2030 年度の CO2 削減量 ○○○ t CO2/年</p> <p>* 事業の完了時において【CO2削減効果の算定根拠】により算定したCO2削減量を記入する。 このCO2削減量が第16条第1項の報告の基となるデータとなるため、留意すること。</p> <p>【CO2削減効果の算定根拠】</p>					

別添のとおり

* 「別添のとおり」と記入し、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<初版>（平成 24 年 7 月環境省地球環境局）」（以下「ガイドブック」という。）において使用するエクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）により、事業の直接効果及び波及効果を算定した上で、同ファイルを添付する。

なお、エクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）における「エネルギー消費量・供給量の設定」は、具体的なデータを記入することとし、その根拠、引用元を「記入欄」に記入するとともに、その具体的資料を添付する。

【CO2削減コスト・算定根拠】

* 【CO2削減効果】の「(1) 事業による直接効果」に記入したCO2削減量1 トンを削減するために必要なコスト（円／tCO2）を、次の計算式を用いて算出する。

CO2削減コスト[円/tCO2]=補助対象経費実支出額[円]（別紙2-2-2の経費所要額欄(4)の額）÷（年間のエネルギー起源CO2の排出削減量[tCO2/年]×法定耐用年数[年]）

※1 事業により法定耐用年数が異なる複数の補助対象設備を整備する場合、計算式を次の式に変えて算出する。

（例：設備Aと設備Bをまとめて導入する場合）

CO2削減コスト[円/tCO2]=補助対象経費実支出額[円]÷（設備Aの年間のエネルギー起源CO2の排出削減量[tCO2/年]×法定耐用年数[年]+設備Bの年間のエネルギー起源CO2の排出削減量[tCO2/年]×法定耐用年数[年]）

※2 複数年度の期間を要して設備を整備する場合の補助対象経費実支出額は、各年度の補助対象経費の実支出額（翌年度以降については補助対象経費の支出予定額）の合計額とする。

<事業の内容>、<資金計画>、<補助対象設備・工事等の発注先>、<事業実施に関連する事項>

* 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業）交付申請書の別紙1-2-2における<事業の内容>、<資金計画>、<補助対象設備・工事等の発注先>、<事業実施に関連する事項>の記入内容に変更がない場合は、「交付申請書のとおり」と記入し、変更がある場合は、変更の内容を記入すること。

<事業実施スケジュール>

* 事業の実実施スケジュールを記入する。事業期間が複数年度に亘る場合には、全工程を含めた実施スケジュールとし、事業内容と照らし合わせ、何をどこまで実施するのかが明らかに分かるように記入する。また、後年度負担額も参考記入する。

* 実施スケジュールは別紙を添付してもよい。

注1 別添（省CO2型福祉施設等モデル支援事業 計算書）を添付する。

注2 本報告書に、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業）交付申請書に添付した書類に変更がある場合、変更後の書類を添付する。

注3 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

省 CO2 型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業実施報告書
(漁港の省エネ化推進事業)

事業名	漁港の省エネ化推進事業				
事業実施の団体名					
事業実施の担当者	事業実施の代表者				
	氏名	事業者名・役職名			所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
	事業実施の担当者 (事業の窓口となる方)				
	氏名	事業者名・役職名			備 考
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
事業の主たる実施場所	* 実際に補助事業を行った場所				
共同事業者	団体等の名称	事業実施責任者			
		氏名	役職名	電話・FAX 番号	E-mail アドレス
<実施した事業の目的・概要>					
【目的】					
【概要】					
* 補助事業及び導入した設備等の概要(設備の内容・規模等)及び実施した実証の内容を記入する。					
<事業による効果>					
【CO2削減効果】					
(1) 事業による直接効果					
○○○ t CO2/年					
(2) 事業による波及効果					
①2020 年度のCO2削減量					
○○○ t CO2/年					
②2030 年度のCO2削減量					
○○○ t CO2/年					
* 事業の完了時において【CO2削減効果の算定根拠】により算定したCO2削減量を記入する。 このCO2削減量が第16条第1項の報告の基となるデータとなるため、留意すること。					

--

【CO2削減効果の算定根拠】

別添のとおり

* 「別添のとおり」と記入し、原則として、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<初版>（平成 24 年 7 月 環境省地球環境局）」（以下「ガイドブック」という。）において使用するエクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）により、事業の直接効果及び波及効果を算定した上で、同ファイルを添付する。

なお、エクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）における「エネルギー消費量・供給量の設定」は、具体的なデータを記入することとし、その根拠、引用元を「記入欄」に記入するとともに、その具体的資料を添付する。

【CO2削減コスト・算定根拠】

* **【CO2削減効果】**の「(1) 事業による直接効果」に記入したCO2削減量1 トンを削減するために必要なコスト（円/tCO2）を、次の計算式を用いて算出する。

$$\text{CO2削減コスト}[\text{円}/\text{tCO2}] = \frac{\text{補助対象経費実支出額}[\text{円}] \text{ (別紙2-3の経費実績額欄(4)の額)}}{\text{(年間のエネルギー起源CO2の排出削減量}[\text{tCO2}/\text{年}] \times \text{法定耐用年数}[\text{年}])}$$

※1 事業により法定耐用年数が異なる複数の補助対象設備を整備する場合、計算式を次の式に変えて算出する。

(例：設備Aと設備Bをまとめて導入する場合)

$$\text{CO2削減コスト}[\text{円}/\text{tCO2}] = \frac{\text{補助対象経費実支出額}[\text{円}]}{\text{(設備Aの年間のエネルギー起源CO2の排出削減量}[\text{tCO2}/\text{年}] \times \text{法定耐用年数}[\text{年}] + \text{設備Bの年間のエネルギー起源CO2の排出削減量}[\text{tCO2}/\text{年}] \times \text{法定耐用年数}[\text{年}])}$$

※2 複数年度の期間を要して設備を整備する場合の補助対象経費実支出額は、各年度の補助対象経費実支出額（翌年度以降については補助対象経費の支出予定額）の合計額とする。

<事業の実施体制>、<資金計画>、<補助対象設備・工事等の発注先>、<事業実施に関連する事項>

* 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(省 CO2 型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業) 交付申請書の別紙1-3における<事業の実施体制>、<資金計画>、<補助対象設備・工事等の発注先>、<事業実施に関連する事項>の記入内容に変更がない場合は、「交付申請書のとおり」と記入し、変更がある場合は、変更の内容を記入すること。

<事業実施スケジュール>

* 事業の実施スケジュールを記入する。事業期間が複数年度に亘る場合には、全工程を含めた実施スケジュールとし、事業内容と照らし合わせ、何をどこまで実施したのかが明らかに分かるように記入する。また、後年度負担額も参考記入する。

* 実施スケジュールは別紙を添付してもよい。

注1 本報告書に、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省 CO2 型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業）交付申請書に添付した書類に変更がある場合、変更後の書類を添付する。

注2 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

省 CO2 型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業実施報告書
(低炭素型の融雪設備導入支援事業)

事業名	低炭素型の融雪設備導入支援事業				
事業実施の団体名					
事業実施の担当者	事業実施の代表者				
	氏名	事業者名・役職名			所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
	事業実施の担当者(事業の窓口となる方)				
	氏名	事業者名・役職名			備考
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
事業の主たる実施場所	* 実際に補助事業を行う場所を記載。融雪設備の設置場所と土地利用状況及び周辺建築物との位置関係や設置概況が分かる図面や写真、地図等を添付すること。				
共同事業者	団体等の名称	事業実施責任者			
		氏名	役職名	電話・FAX 番号	E-mail アドレス
<実施した事業の目的・概要>					
【目的】					
既設の置き換え・新設の別	『既設の置き換え』 ・ 『新設』 * いずれかに○をつける (『既設の置き換え』の場合、元の熱源: * 電気、灯油等を記載すること)				
地方公共団体が定める実行計画等との関連性の有無	* 関連性がある場合には、計画名及び計画の概要、本事業の関連性を簡潔に記載すること				
【概要】					
* 補助事業及び導入した設備の概要(熱源、融雪設備の種類(例:融雪槽、ロードヒーティング、屋根融雪等)やメーカー、形式、定格出力、規模等)及び実施した場所の降雪状況・除雪作業にかかる労力や費用等の内容を記入する。なお、ヒートポンプを用いる設備を導入した場合には COP を、ロードヒーティング及び屋根融雪設備を導入した場合には、融雪面積を必ず記載すること。					
<事業の効果>					
【CO2削減効果】					
(1) 事業による直接効果 ○○○ t CO2/年					
(2) 事業による波及効果					
①2020年度のCO2削減量 ○○○ t CO2/年					
②2030年度のCO2削減量 ○○○ t CO2/年					
* 事業の完了時において【CO2削減効果の算定根拠】により算定したCO2削減量を記入する。 このCO2削減量が第16条第1項の報告の基となるデータとなるため、留意すること。					

【CO2削減効果の算定根拠】

別添のとおり

* 「別添のとおり」と記入し、原則として、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<初版>（平成24年7月環境省地球環境局）」（以下「ガイドブック」という。）において使用するエクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）により、事業の直接効果及び波及効果を算定した上で、同ファイルを添付する。

なお、エクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）における「エネルギー消費量・供給量の設定」は、具体的なデータを記入することとし、その根拠、引用元を「記入欄」に記入するとともに、その具体的資料を添付する。

【CO2削減コスト・算定根拠】

* 【CO2削減効果】の「(1) 事業による直接効果」に記入したCO2削減量1トンを削減するために必要なコスト（円/tCO2）を、次の計算式を用いて算出する。

$$\text{CO2削減コスト}[\text{円}/\text{tCO2}] = \text{補助対象経費実支出額}[\text{円}] (\text{別紙2-4の経費実績額欄(4)の額}) \div (\text{年間のエネルギー起源CO2の排出削減量}[\text{tCO2}/\text{年}] \times \text{法定耐用年数}[\text{年}])$$

※1 事業により法定耐用年数が異なる複数の補助対象設備を整備する場合、計算式を次の式に変えて算出する。

(例：設備Aと設備Bをまとめて導入する場合)

$$\text{CO2削減コスト}[\text{円}/\text{tCO2}] = \text{補助対象経費実支出額}[\text{円}] \div (\text{設備Aの年間のエネルギー起源CO2の排出削減量}[\text{tCO2}/\text{年}] \times \text{法定耐用年数}[\text{年}] + \text{設備Bの年間のエネルギー起源CO2の排出削減量}[\text{tCO2}/\text{年}] \times \text{法定耐用年数}[\text{年}])$$

※2 複数年度の期間を要して設備を整備する場合の補助対象経費実支出額は、各年度の補助対象経費実支出額（翌年度以降については補助対象経費の支出予定額）の合計額とする。

注) 『新設』の場合には、新設予定の融雪設備と同種の融雪設備のうち、市販されており、且つ灯油を熱源とする融雪設備を既存設備として選んだ上で、新設予定の融雪設備と同程度の融雪効果を得るために必要な稼働時間や灯油使用量を算出し、ランニングコストの減少額及びCO2削減量を算定すること。その際に既存設備として選んだ融雪設備の性能等が分かるパンフレット等を添付すること。

<事業の実施体制>、<資金計画>、<補助対象設備・工事等の発注先>、<事業実施に関連する事項>

* 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業)交付申請書の別紙1-4における<事業の実施体制>、<資金計画>、<補助対象設備・工事等の発注先>、<事業実施に関連する事項>の記入内容に変更がない場合は、「交付申請書のとおり」と記入し、変更がある場合は、変更の内容を記入すること。

<事業実施スケジュール>

* 事業の実施スケジュールを記入する。実施スケジュールは別紙を添付してもよい。

注1 本報告書に、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業)交付申請書に添付した書類に変更がある場合、変更後の書類を添付する。

注2 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

省 CO2 型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業実施報告書
 (地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業
 [事業化計画策定事業])

事業名	地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業 [事業化計画策定事業]				
事業実施の団体名					
事業実施の担当者	事業実施の代表者				
	氏名	事業者名・役職名		所在地	
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
	事業実施の担当者 (事業の窓口となる方)				
	氏名	事業者名・役職名		備考	
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
	事業の主たる実施場所				
	*実際に補助事業を行う場所				
	共同事業者	団体等の名称	事業実施責任者		
			氏名	役職名	電話・FAX 番号
<事業の目的・概要>					
<p>【目的】</p> <p>【導入設備及び導入場所】 *策定した事業化計画の対象とする導入予定の設備、その規模及び導入場所等を記入する。</p> <p>【事業の内容等】 *事業化計画策定事業として具体的に実施した調査・検討等の内容及びその実施方法等を記入する。</p>					

<事業の効果>

【CO2削減効果】

(1) 事業による直接効果

〇〇〇 tCO₂/年

(2) 事業による波及効果

① 2020年度のCO₂削減量

〇〇〇 tCO₂/年

② 2030年度のCO₂削減量

〇〇〇 tCO₂/年

*事業完了時において【CO₂削減効果の算定根拠】により算定したCO₂削減量を記入する。

このCO₂削減量が第16条第1項の報告の基となるデータとなるため、留意すること。

【CO₂削減効果の算定根拠】

別添のとおり

*「別添のとおり」と記入し、原則として、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<初版>（平成24年7月環境省地球環境局）」（以下「ガイドブック」という。）において使用するエクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）により、事業の直接効果及び波及効果を算定した上で、同ファイルを添付する。なお、エクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）における「エネルギー消費量・供給量の設定」は、具体的なデータを記入することとし、その根拠、引用元を「記入欄」に記入するとともに、その具体的資料を添付する。

【CO₂削減コスト・算定根拠】

*【CO₂削減効果】の「(1) 事業による直接効果」に記入したCO₂削減量1トンを削減するために必要なコスト（円/tCO₂）を、次の計算式を用いて算出する。

CO₂削減コスト[円/tCO₂]

= {当計画策定事業の補助対象経費の実支出額[円]（別紙2-5-1-1又は別紙2-5-1-2の所要経費欄(4)の額）+当計画により導入することを想定している設備（以下「導入想定設備」という。）の設備に要する補助対象経費の支出予定額} ÷ {（導入想定設備による年間のエネルギー起源CO₂の排出削減量[tCO₂/年] × 導入想定設備の法定耐用年数[年]）}

※1 当計画により費用対効果が異なる複数の補助対象設備を整備する場合、計算式を次の式に変えて算出する。

（例：導入想定設備Aと導入想定設備Bをまとめて導入する場合）

CO₂削減コスト[円/tCO₂]

=（当計画策定事業の補助対象経費の実支出額[円]+導入想定設備A及びBの補助対象経費の支出予定額[円]）÷（設備Aの年間のエネルギー起源CO₂の排出削減量[tCO₂/年]×法定耐用年数[年]+設備Bの年間のエネルギー起源CO₂の排出削減量[tCO₂/年]×法定耐用年数[年]）

※2 複数年度の期間を要して導入想定設備を整備する場合の補助対象経費の支出予定額は、各年度の補助対象経費の支出予定額の合計額とする。

<事業の実施体制>、<資金計画>、<補助対象設備・工事等の発注先>、<他の補助金との関係>

*二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO₂型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業）交付申請書の別紙1-5-1における<事業の実施体制>、<資金計画>、<補助対象設備・工事等の発注先>、<他の補助金との関係>の記入内容に変更がない場合は、「交付申請書のとおり」と記入し、変更がある場合は、変更の内容を記入すること。

注1 本報告書に、事業化計画策定事業の成果物（報告書、計画書等）を添付する。

注2 本計画書に、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO₂型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業）交付申請書に添付した書類に変更がある場合、変更後の書類を添付する。

注3 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

省 CO2 型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業実施報告書
 (地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業
 [設備導入事業])

事業名	地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業 [設備導入事業]					
事業実施の団体名						
事業実施の担当者	事業実施の代表者					
	氏名	事業者名・役職名			所在地	
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス			
	事業実施の担当者 (事業の窓口となる方)					
	氏名	事業者名・役職名			備考	
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス			
	事業の主たる実施場所					
	*実際に補助事業を行う場所					
	共同事業者	団体等の名称	事業実施責任者			
			氏名	役職名	電話・FAX 番号	E-mail アドレス
<事業の目的・概要>						
【目的】 【概要】 * 補助事業及び導入した設備の概要 (利用する未利用資源等、未利用資源等の活用方法、設備の仕様・規模等) を記入する。						
<事業の効果>						
【CO2 削減効果】 (1) 事業による直接効果 〇〇〇 t CO2 / 年 (2) 事業による波及効果						

- ① 2020年度のCO2削減量
○○○tCO₂/年
- ② 2030年度のCO2削減量
○○○tCO₂/年

*事業の完了時において【CO2削減効果の算定根拠】により算定したCO2削減量を記入する。
このCO2削減量が第16条第1項の報告の基となるデータとなるため、留意すること。

【CO2削減効果の算定根拠】

別添のとおり

*「別添のとおり」と記入し、原則として、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<初版>（平成24年7月環境省地球環境局）」（以下「ガイドブック」という。）において使用するエクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）により、事業の直接効果及び波及効果を算定した上で、同ファイルを添付する。なお、エクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）における「エネルギー消費量・供給量の設定」は、具体的なデータを記入することとし、その根拠、引用元を「記入欄」に記入するとともに、その具体的資料を添付する。

【CO2削減コスト・算定根拠】

*【CO2削減効果】の「(1)事業による直接効果」に記入したCO2削減量1トンを削減するために必要なコスト（円/tCO₂）を、次の計算式を用いて算出する。

CO2削減コスト[円/tCO₂]

=補助対象経費の実支出額[円]（別紙2-5-2-1、別紙2-5-2-2又は別紙2-5-2-3の所要経費欄(4)の額）÷（年間のエネルギー起源CO₂の排出削減量[tCO₂/年]×法定耐用年数[年]）

※1 事業により法定耐用年数が異なる複数の補助対象設備を整備する場合、計算式を次の式に変えて算出する。

（例：設備Aと設備Bをまとめて導入した場合）

CO2削減コスト[円/tCO₂]

=補助対象経費の実支出額[円]÷（設備Aの年間のエネルギー起源CO₂の排出削減量[tCO₂/年]×法定耐用年数[年]+設備Bの年間のエネルギー起源CO₂の排出削減量[tCO₂/年]×法定耐用年数[年]）

※2 複数年度の期間を要して設備を整備する場合の補助対象経費実支出額は、各年度の補助対象経費実支出額（翌年度以降については補助対象経費の支出予定額）の合計額とする。

<事業の実施体制>、<資金計画>、<補助対象設備・工事等の発注先>、<事業実施に関連する事項>

*二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO₂型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業）交付申請書の別紙1-5-2における<事業の実施体制>、<資金計画>、<補助対象設備・工事等の発注先>、<事業実施に関連する事項>の記入内容に変更がない場合は、「交付申請書のとおり」と記入し、変更がある場合は、変更の内容を記入すること。

<事業実施スケジュール>

*事業の実施スケジュールを記入する。事業期間が複数年度に亘る場合には、全工程を含めた実施スケジュールとし、事業内容と照らし合わせ、何をどこまで実施するのが明らかに分かるように記入する。また、後年度負担額も参考記入する。

*実施スケジュールは別紙を添付してもよい。

注1 本計画書に、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO₂型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業）交付申請書に添付した書類に変更がある場合、変更後の書類を添付する。

注2 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

省 CO2 型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業実施報告書
 (地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業
 [温泉街における未利用資源活用モデル事業])

事業名	地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業 [温泉街における未利用資源活用モデル事業]					
事業実施の団体名						
事業実施の担当者	事業実施の代表者					
	氏名	事業者名・役職名			所在地	
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス			
	事業実施の担当者 (事業の窓口となる方)					
	氏名	事業者名・役職名			備考	
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス			
	事業の主たる実施場所					
	*実際に補助事業を行う場所					
	共同事業者	団体等の名称	事業実施責任者			
			氏名	役職名	電話・FAX 番号	E-mail アドレス
<事業の目的・概要>						
<p>【目的】 *補助事業者 (法律に基づき設立の認可等を行う行政機関から、その認可等を受け、又は当該行政機関の合議制の機関における設立の認可等が適当である旨の文書を受領している者 (以下「認可等を受けている者等」) である場合には、認可等を受けている者等) が導入する設備を所有するとともに、設備を管理・運用することを明記すること。</p> <p>【概要】 *補助事業及び導入する設備の概要 (利用する温泉街における未利用資源等、未利用資源等の活用方法、設備の内容・規模等) を記入する。</p>						

<事業の効果>

【CO2削減効果】

- (1) 事業による直接効果
○○○ tCO₂/年
- (2) 事業による波及効果
 - ① 2020年度のCO₂削減量
○○○ tCO₂/年
 - ② 2030年度のCO₂削減量
○○○ tCO₂/年

*事業の完了時において【CO₂削減効果の算定根拠】により算定したCO₂削減量を記入する。
このCO₂削減量が第15条第1項の報告の基となるデータとなるため、留意すること。

【CO₂削減効果の算定根拠】

別添のとおり

*「別添のとおり」と記入し、原則として、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<初版>（平成24年7月環境省地球環境局）」（以下「ガイドブック」という。）において使用するエクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）により、事業の直接効果及び波及効果を算定した上で、同ファイルを添付する。なお、エクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）における「エネルギー消費量・供給量の設定」は、具体的なデータを記入することとし、その根拠、引用元を「記入欄」に記入するとともに、その具体的資料を添付する。

【CO₂削減コスト・算定根拠】

*【CO₂削減効果】の「(1) 事業による直接効果」に記入したCO₂削減量1トンを削減するために必要なコスト（円/tCO₂）を、次の計算式を用いて算出する。

CO₂削減コスト[円/tCO₂]

=補助対象経費の実支出額[円]（別紙2-5-3の所要経費欄(4)の額）÷（年間のエネルギー起源CO₂の排出削減量[tCO₂/年]×法定耐用年数[年]）

※3 事業により法定耐用年数が異なる複数の補助対象設備を整備する場合、計算式を次の式に変えて算出する。

（例：設備Aと設備Bをまとめて導入する場合）

CO₂削減コスト[円/tCO₂]

=補助対象経費の実支出額[円]÷（設備Aの年間のエネルギー起源CO₂の排出削減量[tCO₂/年]×法定耐用年数[年]+設備Bの年間のエネルギー起源CO₂の排出削減量[tCO₂/年]×法定耐用年数[年]）

<事業の実施体制>、<資金計画>、<補助対象設備・工事等の発注先>、<事業実施に関する事項><地方公共団体との具体的な連携方策等>

*二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO₂型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業）交付申請書の別紙1-5-3における<事業の実施体制>、<資金計画>、<補助対象設備・工事等の発注先>、<事業実施に関する事項><地方公共団体との具体的な連携方策等>の記入内容に変更がない場合は、「交付申請書のとおり」と記入し、変更がある場合は、変更の内容を記入すること。

<事業実施スケジュール>

*事業の実施スケジュールを記入する。事業期間が複数年度に亘る場合には、全工程を含めた実施スケジュールとし、事業内容と照らし合わせ、何をどこまで実施するのが明らかに分かるように記入する。

また、後年度負担額も参考記入する。

*実施スケジュールは別紙を添付してもよい。

- 注1 本計画書に、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業）
交付申請書に添付した書類に変更がある場合、変更後の書類を添付する。
- 注2 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

別紙2-1

省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業に要する経費所要額精算調書
(エコルールラインプロジェクト事業)

1. 経費実績額

(1)総事業費	(2)寄付金その他の収入	(3)差引額 (1)-(2)	(4)補助対象経費 実支出額	(5)基準額
円	円	円	円	円
(6)選定額 (4)と(5)を比較して少ない方の額	(7)補助基本額 (3)と(6)を比較して少ない方の額	(8)補助金所要額 (7)×1/3	(9)補助金交付決定額	(10)過不足額 (9)-(8)
円	円	円	円	円

2. 補助対象経費実支出額内訳

経費区分・費目	金額	積算内訳
(記載例) 工事費	〇〇〇	
本工事費	〇〇〇	
材料費	〇〇〇	材料名 (数量) × (単価) = 金額
・	〇〇〇	・
・	〇〇〇	・
付帯工事費	〇〇〇	
・	〇〇〇	
・	〇〇〇	
機械器具費	〇〇〇	
・		
合 計	円	

購入した主な財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)

名 称	仕様	数量	単 価	金 額	購入時期

注 本調書に、請求書、領収書又は計算書等を添付する。

別紙2-2-1

省C02型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業に要する経費所要額精算調書
(省C02型福祉施設等モデル支援事業〔高効率設備導入調査事業〕)

1. 経費実績額

(1)総事業費	(2)寄付金その他の収入	(3)差引額 (1)-(2)	(4)補助対象経費 実支出額	(5)基準額
円	円	円	円	円
(6)選定額 (4)と(5)を比較して 少ない方の額	(7)補助基本額 (3)と(6)を比較して 少ない方の額	(8)補助金所要額 定額 (上限1,500,000円)	(9)補助金交付決 定額	(10)過不足額 (9)-(8)
円	円	円	円	円

2. 補助対象経費実支出額内訳

経費区分・費目	金額	積算内訳
(記載例)		
人件費	〇〇〇	(時間) × (単価) = 金額
業務費	〇〇〇	
共済費	〇〇〇	
旅費	〇〇〇	
消耗品費	〇〇〇	
印刷製本費	〇〇〇	
通信運搬費	〇〇〇	
使用量及賃借料	〇〇〇	
賃金	〇〇〇	
委託料	〇〇〇	
合 計	円	

購入した主な財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)

名 称	仕様	数量	単 価	金 額	購入時期

注 本調書に、請求書、領収書又は計算書等を添付する。

別紙 2-2-2

省 CO2 型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業に要する経費所要額精算調書
(省 CO2 型福祉施設等モデル支援事業 [高効率設備導入補助事業])

1. 経費実績額

(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 実支出額	(5) 基準額
円	円	円	円	円
(6) 選定額 (4) と (5) を比較し て少ない方の額	(7) 補助基本額 (3) と (6) を比較し て少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 1/3	(9) 補助金交付決 定額	(10) 過不足額 (9) - (8)
円	円	円	円	円

2. 補助対象経費実支出額内訳

経費区分・費目	金額	積算内訳
(記載例)		
工事費	〇〇〇	
本工事費	〇〇〇	
材料費	〇〇〇	材料名 (数量) × (単価) = 金額
.	〇〇〇	
.	〇〇〇	
付帯工事費	〇〇〇	
.	〇〇〇	
.	〇〇〇	
機械器具費	〇〇〇	
.		
.		
合 計	円	

購入した主な財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が 50 万円以上のもの)

名 称	仕様	数量	単 価	金 額	購入時期

注 本調書に、請求書、領収書又は計算書等を添付する。

別紙2-3

省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業に要する経費所要額精算調書
(漁港の省エネ化推進事業)

1. 経費実績額

(1)総事業費	(2)寄付金その他の収入	(3)差引額 (1)-(2)	(4)補助対象経費 実支出額	(5)基準額
円	円	円	円	円
(6)選定額 (4)と(5)を比較して少ない方の額	(7)補助基本額 (3)と(6)を比較して少ない方の額	(8)補助金所要額 (7)×1/2 又は 1/3	(9)補助金交付決定額	(10)過不足額 (9)-(8)
円	円	円	円	円

2. 補助対象経費実支出額内訳

経費区分・費目	金額	積算内訳
(記載例) 工事費	〇〇〇	
本工事費	〇〇〇	
材料費	〇〇〇	材料名 (数量) × (単価) = 金額
・	〇〇〇	・
・	〇〇〇	・
付帯工事費	〇〇〇	
・	〇〇〇	
・	〇〇〇	
機械器具費	〇〇〇	
合 計	円	

購入した主な財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)

名 称	仕様	数量	単 価	金 額	購入時期

注 本調書に、請求書、領収書又は計算書等を添付する。

別紙2-4

省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業に要する経費所要額精算調書
(低炭素型の融雪設備導入支援事業)

1. 経費実績額

(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 実支出額	(5) 基準額
円	円	円	円	円
(6) 選定額 (4)と(5)を比較して少ない方の額	(7) 補助基本額 (3)と(6)を比較して少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 1/2 又は 2/3 (上限 100,000,000円)	(9) 補助金交付決定額	(10) 過不足額 (9) - (8)
円	円	円	円	円

2. 補助対象経費実支出額内訳

経費区分・費目	金額	積算内訳
(記載例) 工事費	〇〇〇	
本工事費	〇〇〇	
材料費	〇〇〇	材料名 (数量) × (単価) = 金額
・	〇〇〇	・
・	〇〇〇	・
付帯工事費	〇〇〇	
・	〇〇〇	
・	〇〇〇	
機械器具費	〇〇〇	
・		
合 計	円	

購入した主な財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)

名 称	仕様	数量	単 価	金 額	購入時期

注 本調書に、請求書、領収書又は計算書等を添付する。

別紙 2-5-1-1

省 CO2 型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業に要する経費所要額精算調書
 (地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業 [事業化計画策定事業])
 [補助事業者が都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合の場合]

1. 経費実績額

(1)総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3)差引額 (1)-(2)	(4) 補助対象経費 実支出額	(5)基準額
円	円	円	円	円
(6)選定額 (4)と(5)を比較して少ない方の額	(7)補助基本額 (3)と(6)を比較して少ない方の額	(8) 補助金所要額 定額 (上限20,000,000円)	(9) 補助金交付決定額	(10)過不足額 (9)-(8)
円	円	円	円	円

2. 補助対象経費実支出額内訳

経費区分・費目	金額	積算内訳			
(記載例)					
人件費	〇〇〇	(時間) × (単価) = 金額			
業務費	〇〇〇	・			
共済費	〇〇〇	・			
旅費	〇〇〇				
消耗品費	〇〇〇				
印刷製本費	〇〇〇				
通信運搬費	〇〇〇				
使用料及賃借料	〇〇〇				
賃金	〇〇〇				
役務費	〇〇〇				
委託料	〇〇〇				
合計	円				
購入した主な財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)					
名称	仕様	数量	単価	金額	購入時期

注 本内訳に、請求書、領収書又は計算書等を添付する。

別紙2-5-1-2

省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業に要する経費所要額精算調書
 (地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業〔事業化計画策定事業〕)
 [補助事業者が都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合以外の場合]

1. 経費実績額

(1)総事業費	(2)寄付金その他の収入	(3)差引額 (1)-(2)	(4)補助対象経費 実支出額	(5)基準額
円	円	円	円	円
(6)選定額 (4)と(5)を比較して少ない方の額	(7)補助基本額 (3)と(6)を比較して少ない方の額	(8)補助金所要額 (7)×1/2	(9)補助金交付決定額	(10)過不足額 (9)-(8)
円	円	円	円	円

2. 補助対象経費実支出額内訳

経費区分・費目	金額	積算内訳
(記載例)		
人件費	〇〇〇	(時間) × (単価) = 金額
業務費	〇〇〇	・
共済費	〇〇〇	・
旅費	〇〇〇	
消耗品費	〇〇〇	
印刷製本費	〇〇〇	
通信運搬費	〇〇〇	
使用料及賃借料	〇〇〇	
賃金	〇〇〇	
役務費	〇〇〇	
委託料	〇〇〇	
合 計	円	

購入した主な財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)

名 称	仕様	数量	単 価	金 額	購入時期

注 本内訳に、請求書、領収書又は計算書等を添付する。

別紙2-5-2-1

省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業に要する経費所要額精算調書
 (地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業〔設備導入事業〕)
 [補助事業者が指定都市以外の市町村(これらの地方公共団体の組合を含む。)の場合]

1. 経費実績額

(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 実支出額	(5) 基準額
円	円	円	円	円
(6) 選定額 (4)と(5)を比較して少ない方の額	(7) 補助基本額 (3)と(6)を比較して少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 2/3	(9) 補助金交付決定額	(10) 過不足額 (9) - (8)
円	円	円	円	円

2. 補助対象経費実支出額内訳

経費区分・費目	金額	積算内訳
(記載例) 工事費	〇〇〇	
本工事費	〇〇〇	
材料費	〇〇〇	材料名 (数量) × (単価) = 金額
・	〇〇〇	・
・	〇〇〇	・
付帯工事費	〇〇〇	
・	〇〇〇	
・	〇〇〇	
機械器具費		
・		
・		
合 計	円	

購入した主な財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)

名 称	仕様	数量	単 価	金 額	購入時期

注 本内訳に、請求書、領収書又は計算書等を添付する。

別紙2-5-2-2

省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業に要する経費所要額精算調書
 (地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業〔設備導入事業〕)
 [補助事業者が都道府県、指定都市又は特別区(これらの地方公共団体の組合を含む。)の場合]

1. 経費実績額

(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 実支出額	(5) 基準額
円	円	円	円	円
(6) 選定額 (4)と(5)を比較して少ない方の額	(7) 補助基本額 (3)と(6)を比較して少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 1/2	(9) 補助金交付決定額	(10) 過不足額 (9) - (8)
円	円	円	円	円

2. 補助対象経費実支出額内訳

経費区分・費目	金額	積算内訳
(記載例)		
工事費	〇〇〇	
本工事費	〇〇〇	
材料費	〇〇〇	材料名 (数量) × (単価) = 金額
・	〇〇〇	・
・	〇〇〇	・
付帯工事費	〇〇〇	
・	〇〇〇	
・	〇〇〇	
機械器具費	〇〇〇	
・		
・		
合 計	円	

購入した主な財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)

名 称	仕様	数量	単 価	金 額	購入時期

注 本内訳に、請求書、領収書又は計算書等を添付する。

別紙2-5-2-3

省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業に要する経費所要額精算調書
 (地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業〔設備導入事業〕)
 [補助事業者が都道府県、市町村又は地方公共団体の組合以外の場合]

1. 経費実績額

(1)総事業費	(2)寄付金その他の収入	(3)差引額 (1)-(2)	(4)補助対象経費 実支出額	(5)基準額
円	円	円	円	円
(6)選定額 (4)と(5)を比較して少ない方の額	(7)補助基本額 (3)と(6)を比較して少ない方の額	(8)補助金所要額 (7)×1/2又は1/3	(9)補助金交付決定額	(10)過不足額 (9)-(8)
円	円	円	円	円

2. 補助対象経費実支出額内訳

経費区分・費目	金額	積算内訳
(記載例) 工事費	〇〇〇	
本工事費	〇〇〇	
材料費	〇〇〇	材料名 (数量) × (単価) = 金額
.	〇〇〇	.
.	〇〇〇	.
付帯工事費	〇〇〇	
.	〇〇〇	
.	〇〇〇	
機械器具費	〇〇〇	
.		
.		
合 計	円	

購入した主な財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)

名 称	仕 様	数 量	単 価	金 額	購 入 時 期

注1 本内訳に、請求書、領収書又は計算書等を添付する。

注2 「経費実績額」欄の「(8)補助金所要額」の「1/2又は1/3」については、下記に従って記入してください。

中小企業法(昭和38年法律154号)第2条第1項に規定する中小企業の場合は1/2、中小企業以外の場合は1/3

省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業に要する経費所要額精算調書
 (地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業
 [温泉街における未利用資源活用モデル事業])

1. 経費実績額

(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 実支出額	(5) 基準額
円	円	円	円	円
(6) 選定額 (4)と(5)を比較して少ない方の額	(7) 補助基本額 (3)と(6)を比較して少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × ●/●	(9) 補助金交付決定額	(10) 過不足額 (9) - (8)
円	円	円	円	円

2. 補助対象経費実支出額内訳

経費区分・費目	金額	積算内訳
(記載例) 工事費	〇〇〇	
本工事費	〇〇〇	
材料費	〇〇〇	材料名 (数量) × (単価) = 金額
・	〇〇〇	・
・	〇〇〇	・
付帯工事費	〇〇〇	
・	〇〇〇	
・	〇〇〇	
機械器具費	〇〇〇	
・		
・		
合 計	円	

購入した主な財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)

名 称	仕様	数量	単 価	金 額	購入時期

注1 本内訳に、請求書、領収書又は計算書等を添付する。

注2 「1. 経費実績額」の「(8) 補助金所要額」の「●/●」については、下記に従って記入してください。

補助事業者が指定都市以外の市町村 (これらの地方公共団体の組合を含む。) の場合は2/3

補助事業者が都道府県、指定都市、特別区 (これらの地方公共団体の組合を含む。) 又は中小企業の場合は1/2

補助事業者が都道府県、市町村、地方公共団体の組合又は中小企業以外の場合は1/3

※地方公共団体と民間事業者が共同で実施する事業については、それぞれの補助率を適用する。

様式第12（第11条関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人低炭素社会創出促進協会
代表理事 吉澤 保幸 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO2型社会の構築に向けた社会
ストック対策支援事業）
年度終了実績報告書

平成 年 月 日付け低炭社協事第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業）の平成28年度における実績について、平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業）交付規程第11条第2項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
金 円（平成 年 月 日付け低炭社協事第 号）
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）

2 補助事業の実施状況

* 交付規程第8条第五号の規定に基づき協会の指示を受けた場合は、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を含む。

3 補助金の経費所要額実績
別紙のとおり

経費所要額実績

(単位：円)

交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越額	
(1)補助事業に 要する経費	(2)交付決定額	(3)事業費 支払実績額	(4)補助金 受入額	(5)補助事業に 要する経費 (1) - (3)	(6)補助金 所要額 (2) - (4)

低炭社協事第 号

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO2型社会の構築に向けた社会
ストック対策支援事業）
交付額確定通知書

補助事業者

平成 年 月 日付け低炭社協事第 号で交付決定した二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業）については、平成 年 月 日付けの完了実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業）交付規程（平成28年4月 7日付け低炭社協第2804071号。以下「交付規程」という。）第12条第1項の規定により通知する。

記

確 定 額 金 円

平成 年 月 日

一般社団法人低炭素社会創出促進協会
代表理事 吉澤 保幸 印

（超過交付額が生じた場合）
なお、超過交付となった金 円については、交付規程第12条第2項及び第3項の規定により平成 年 月 日までに返還することを命ずる。

様式第14 (第13条関係)

番 年 月 日 号

一般社団法人低炭素社会創出促進協会
代表理事 吉澤保幸 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (省CO2型社会の構築に向けた社会
ストック対策支援事業)
精算払請求書

平成 年 月 日付け低炭社協事第 号で交付額確定の通知を受けた二
酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支
援事業) の精算払を受けたいので、平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業) 交付規程第13条第2項の規
定に基づき下記のとおり請求します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 請求金額 金 円
- 3 請求金額の内訳

(単位:円)

交付決定額	確定額	請求額

- 4 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義

金融機関名 :
支店名 :
預貯金種別 :
口座番号 :
名義 :
カナ :

- 注1 「1 補助事業の名称」は、別表第1第1欄の事業名を記載すること。
2 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が請求す
ること。

番 年 月 日 号

一般社団法人低炭素社会創出促進協会
代表理事 吉澤保幸 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業）に係る翌年度補助事業開始承認申請書

平成 年 月 日付け低炭社協事第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業）のうち、翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該事業を開始する必要があるため、平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業）交付規程第15条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の概要

- (1) 補助事業の名称
- (2) 補助事業の概要
- (3) 翌年度における補助事業の概要

2. 翌年度の交付決定の日の前日までの間において、翌年度における補助事業を開始する必要性

3. 参考資料

様式第16 (第16条関係)

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO2型社会の構築に向けた社会
ストック対策支援事業）
平成 年度事業報告書

平成 年 月 日付け低炭社協事第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業）について、平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業）交付規程第16条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称

2 事業実施による二酸化炭素排出削減効果について

(1) 平成 年度二酸化炭素排出削減量

・計画値 t CO2/年

・実績値 t CO2/年

(2) 完了実績報告書における二酸化炭素排出削減量に達しなかった場合の原因

- 注1 補助事業の名称は、別表第1第1欄の事業名を記載すること。
- 2 2の(1)は、補助事業の実施による本報告の対象とする期間における二酸化炭素の削減量について、算定方法及び算定根拠と併せて記載すること。また、当該年度の光熱水量のデータ等、算定根拠として使用した具体的資料を添付すること。
- 3 2の(2)は、2の(1)の二酸化炭素削減量(実績)が、完了実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達しなかった場合に、その原因を分析し、その結果を詳細かつ具体的に記載すること(完了実績報告書に記載した二酸化炭素排出削減量に達した場合は、記載を要しない。)
- 4 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。